

# 東通原子力発電所の原子力災害時における 広域避難の基本的な考え方

青森県環境生活部 原子力安全対策課  
青森県健康福祉部 健康福祉政策課  
青森県健康福祉部 医療薬務課

平成28年3月23日

## 目次

移動・受入対策	5
I 移動対策	
1 住民避難の考え方	6
2 避難手段の検討の前提	11
3 PAZ圏住民の迅速な避難	12
4 UPZ圏住民の避難	
(1) 5～15km圏（東通村、むつ市、横浜町、六ヶ所村）の 優先的な避難	16
(2) 15～30km圏（対象住民の多いむつ市中心部等）の効率的な避難	18
5 学校等教育機関（UPZ）における防護措置	25
6 避難を円滑に行うための対応	26
7 福祉車輛の配備	28
8 放射線防護対策施設の整備	30
II 受入対策	31
1 避難所レイアウト	32
2 避難住民の受入先	33
3 避難者用駐車場の確保	34
4 避難所開設に必要な要員数	35
5 避難所で必要となる資機材・物資等	38
6 在宅の要配慮者の避難先	40

被ばく医療対策	41
1 安定ヨウ素剤の予防服用について	43
(1) 安定ヨウ素剤の予防服用体制の検討に当たって	43
(2) P A Z圏における事前配布 (東通原発から5km圏内：東通村小田野沢地区、老部 地区、白糠地区)	44
(3) U P Z圏における緊急配布（東通原発から30km圏内： 東通村、むつ市、横浜町、野辺地町、六ヶ所村）	48
(4) 安定ヨウ素剤の副作用に対する対応	52
2 避難退域時検査及び簡易除染について	54

医療機関及び社会福祉施設等の避難計画	59
1. 市町村避難計画と医療機関等の避難計画の関係	60
2. 避難計画の作成対象施設	61
3. 避難元市町村の医療機関及び社会福祉施設等の状況	62
4. 原子力災害時の医療機関等の対応イメージ	64
5. 避難先の医療機関及び社会福祉施設等の考え方	65
6. 避難先の医療機関及び社会福祉施設等の登録	66
7. 原子力災害に係る避難先施設登録制度実施要綱の概要	68
8. 避難手段、避難経路等	73
9. 医療機関等の避難計画の作成手順	76
10. P A Z（5km圏内）における緊急時対応の流れ	78
11. U P Z（5～30km圏内）における緊急時対応の流れ	80
12. 放射線防護対策を実施した施設への収容	82

# 移動・受入対策

## I 移動対策

5

### 1 住民避難の考え方

(1) P A Z 圏住民のうち、避難行動要支援者は施設敷地緊急事態発生時に、その他の住民は全面緊急事態発生時（いずれも放射性物質の放出前）に避難を実施。

U P Z 圏住民は、全面緊急事態発生時（放出前）に屋内退避を実施。放出後は緊急時モニタリング結果等を踏まえ、避難が必要な区域に避難を指示。

住民の避難は、下北半島の地形的特性上、

①海路を活用し下北半島西側から避難

②陸路を活用し南下する避難

の2つの方向が基本となる。

(2) 避難住民の安全かつ効率的な避難に重要なことは、

①利用可能な避難方向及び避難手段をできる限り組み合わせて活用し避難を行うこと。

②避難対象外の住民が、一斉に避難経路に集中した場合、避難経路が渋滞・混雑し、不要な被ばくを受ける可能性が高まるため、地域住民は、国、県、市町村等の指示（屋内退避、避難）に従って落ち着いた行動をとること。

6



(3) 災害の状況、気象条件により避難経路や避難手段を活用できないものがある場合は、**利用可能な経路・手段を効率的に使う**ことが基本。

- ①避難可能となるまで**屋内退避を継続**する。
  - ・経路の渋滞などにより、不要な被ばくを回避し、効率的な避難を実施するためにも屋内退避は不可欠。
- ②道路及び港湾の各管理者等が行う避難経路の復旧の状況に応じた避難
- ③知事の災害派遣要請に基づく自衛隊の艦船等により避難。大湊港や関根浜港が安全に活用可能な時は、当該港湾も活用。
  - ・自衛隊艦船等の輸送能力は全国的な活動状況等により変動するため、輸送人員を事前に計画することはできないが、東日本大震災時は地震発生の約1時間後には、横須賀・呉・佐世保・大湊・舞鶴基地の護衛艦など計42隻が出港し、13日までには計60隻の艦艇の派遣を実施した実績から、広域避難における住民の輸送に大きな力を発揮するものと考えている。

(図2) 災害の状況、気象条件等により大間港及び脇野沢港から避難ができない場合(例示)



#### (4) 避難指示に従う重要性について

屋内退避を行い、避難指示が出された地域が順次避難

屋内退避により被ばくリスクを低減



交通誘導等により移動時間を短縮



避難所まで円滑に移動

屋内退避が行われず、一斉に自主避難した場合

避難経路が渋滞



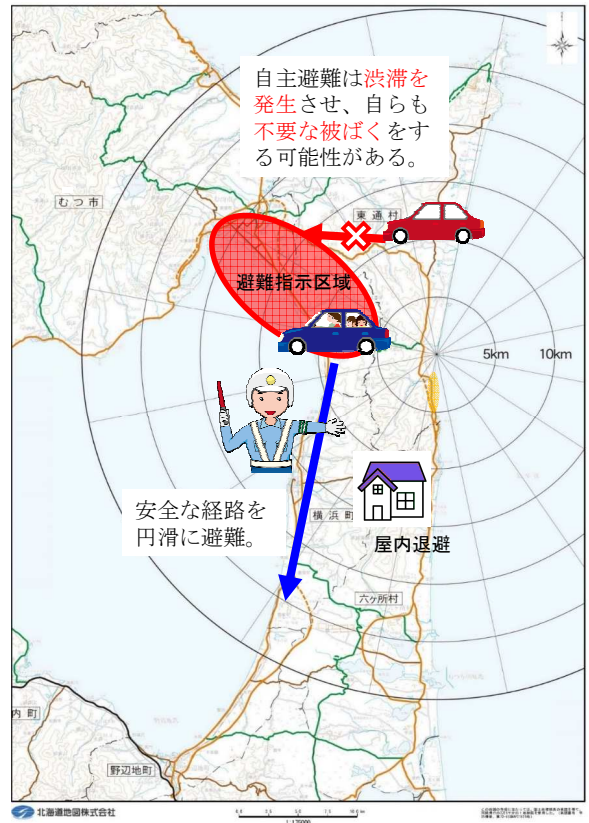
避難時間は増大



自主避難者を含め、不要な被ばくを受ける可能性

円滑な避難のためには、自主避難を控え、自家用車への乗り合せによって、避難経路上の避難車両を抑制することが必要。なお、避難区域に応じて車両流入による渋滞・混雑を抑制するための交通規制・誘導を実施する（詳細は15ページ）。

(図3) 避難指示に従う重要性について (例示)



#### (5) 避難対策を検討するに当たっての考え方

##### ① P A Z 圏住民の迅速な避難

- ・放射性物質の放出前に速やかに避難を実施することとされていることから、第一にこの区域の避難方法を整理し

##### ② U P Z 圏住民の避難

ア 5～15km圏：東通村、むつ市、横浜町、六ヶ所村)の優先的な避難

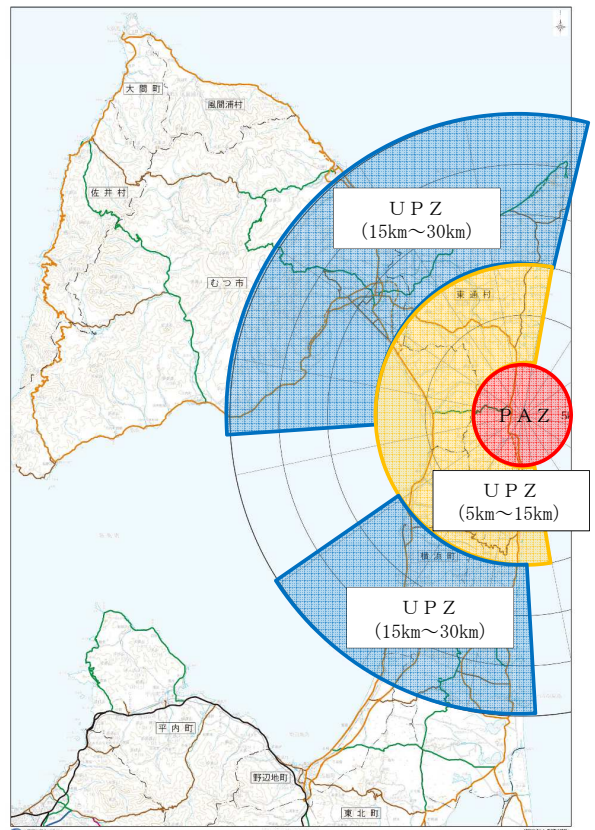
- ・下北半島の地形的特性を考慮し、施設に近い地域である5～15km圏の住民が優先的に避難を行う必要がある。

イ 15～30km圏：対象住民の多いむつ市中心部等)の効率的な避難

- ・特に人口が集中しているむつ市中心部の住民が円滑に避難を実施するためには海路避難を併せて行う必要がある。

こうした考え方にに基づき、P A Z、U P Z (5～15km)、U P Z (15～30km)の区域に分けて避難対策を検討した。

(図4) 避難対策を検討するに当たっての考え方



## 2 避難手段の検討の前提

### (1) 避難者数・避難車両数の推計

#### 1) 在宅における避難行動要支援者数

六ヶ所村においては、村の調査に基づく人員。

その他の市町村においては、六ヶ所村の避難行動要支援者割合を参考に算定。

※市町村に作成義務がある避難行動要支援者名簿の作成後等において、実態に基づいた数値に置き換える

#### 2) 医療機関・社会福祉施設等における入所者（施設等入所者）

30km圏内の医療機関等に関する調査結果に基づく人員。

#### 3) 避難車両数の推計

バス避難の場合は1台あたり40人、自家用車の場合は1世帯=1台とした。

避難行動要支援者及び施設等入所者については、バス利用1人につき、付き添い1人乗車を想定した。

### (2) 道路交通量について

交通規制及び交通誘導を実施することにより、**渋滞・混雑を発生させずに避難**するため、平成22年度道路交通センサスの結果を基に、R279及びR338のボトルネック部分の通行量とした。

R279 通行量 310台/h 約7,440台/24h

R338 " 218台/h 約5,230台/24h (PAZ)

244台/h 約5,850台/24h (UPZ)

### (3) バスの輸送人数について

バスの配備要請後に対応が可能と想定される輸送人数を算出するため、**運転者数やバス稼働率(年間平均値)を考慮した輸送人員(稼働率ベース)**とした。(避難対象市町村の所有バスを含む)

1日あたりの稼働時間は約12時間(日中)とした。

11

## 3 PAZ圏住民の迅速な避難

表1 PAZ圏内における避難住民データ

市町村	方角	住民数 (人)	世帯数 (戸)	自家用車 (台)	在宅 避難行動 要支援者 以外(人)	在宅 避難行動 要支援者 (人)	施設 入所者 (人)			在宅 バス (台)	施設 バス (台)	バス合計 (台)				
							バス (人)	車イス (人)	寝台 (人)							
東通村	北側	914	375	375	893	21	11	9	1	8	2	6	0	1	1	2
東通村	南側(老部)	869	361	361	849	20	10	9	1	0	0	0	0	1	0	1
東通村	南側(白糠)	1,286	487	487	1,257	29	15	13	1	5	0	4	1	1	0	1
計		3,069	1,223	1,223	2,999	70	36	31	3	13	2	10	1	3	1	4

### (1) 避難行動要支援者の避難について

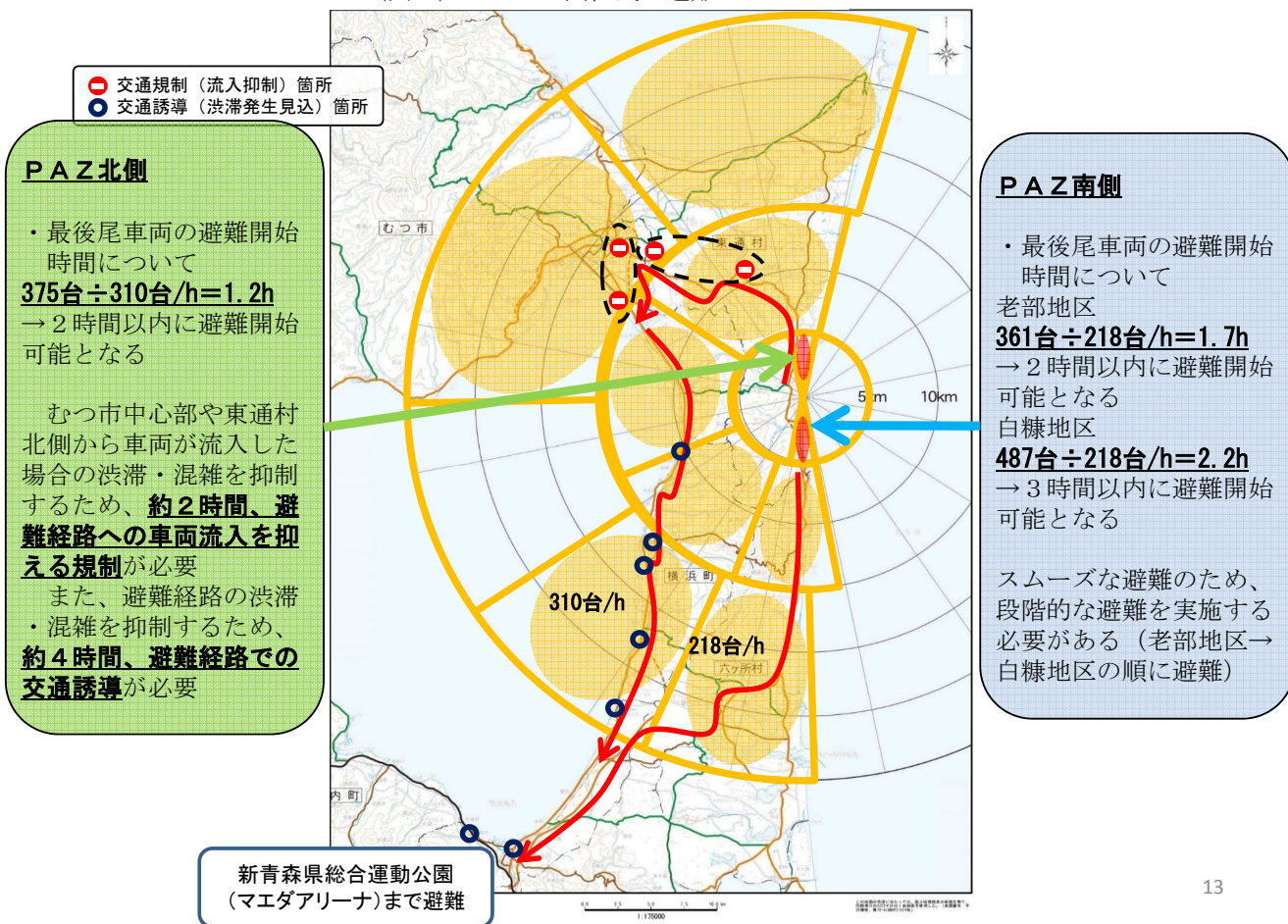
- 施設敷地緊急事態発生時に避難を実施
- 避難に使用すると想定されるバスは計4台であり、自主避難者が少ない場合は交通規制を実施しなくとも迅速な避難が可能であるが、**自主避難者が多い場合は交通規制を実施**する。

### (2) 住民の避難について

- 全面緊急事態発生時(放出前)に避難を実施
- 発電所北側については、むつ市中心部(人口約51,000人)から避難経路に車両が流入した場合は渋滞・混雑が見込まれるため、**避難実施の際には交通規制が必要**
- 避難の際、**市道酪農1号線を使用**することでむつ市市街地を迂回することが可能。また、必要に応じて**信号・踏切において交通誘導を実施**する。
- 避難指示が出た時点で、交通規制により**避難経路に存在する車両(背景交通)を緩和**する
- 発電所南側については、避難対象地区内で**段階的な避難を実施**することで円滑な避難が可能。具体的には、発電所に近い**老部地区から順に避難を実施**するなどの検討が必要

12

(図5) PAZ圏住民の避難について



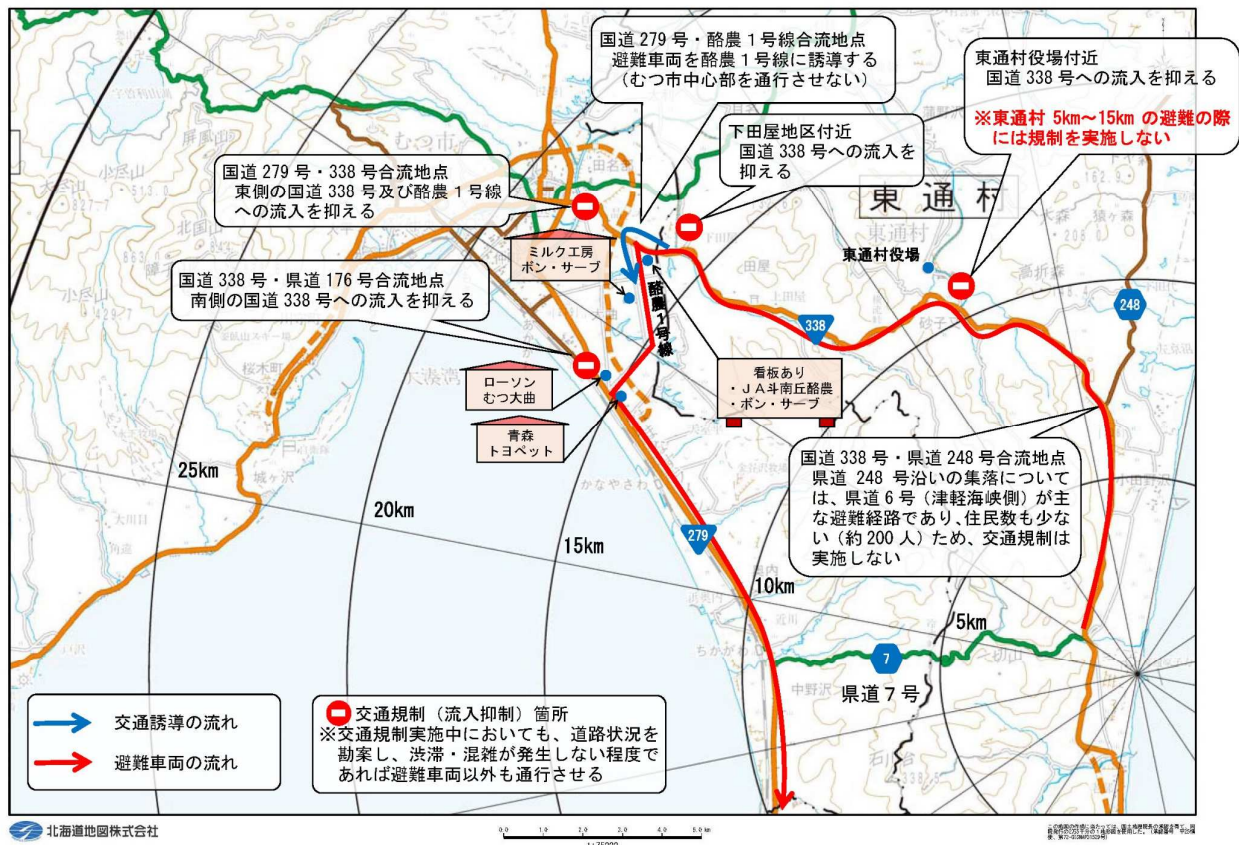
(3) 交通規制等について

- ・ 原子力災害発生直後においては、円滑な避難誘導を実施するため警察官を配置する必要がある。道路管理者である県・市町村は必要に応じてこれに協力する。
- ・ 交通規制実施中においても、道路状況を勘案し渋滞・混雑が発生しない程度であればむつ市及び東通村北側からの車両の通行を妨げない。
- ・ 交通規制実施時間及び避難(移動)時間の短縮のため、ある程度の集団で移動する等の対応が必要。
- ・ 避難対象車両の区別のため、交通規制及び誘導の従事者からもわかりやすい目印等を掲示する(詳細は26ページ)。
- ・ PAZ圏は迅速な避難が必要なため、バス(4台)については事前に手配の調整を行っておく(村保有バス等の活用)。

表2 住民の避難イメージ

地区名	小田野沢地区		老部地区	白糠地区
避難ルート	R338→むつ→R279→青森市(2:30)		R338→下北縦貫道→R279→青森市(2:00)	
時 間	0:00	避難指示、交通誘導・交通規制要請(開始)、避難開始	避難指示、交通誘導要請(開始)、老部地区避難開始	
	1:15	最後尾車両避難開始		
	1:40		最後尾車両避難開始	避難開始
	1:45	最後尾車両むつ市通過		
	3:40		最後尾車両避難所到着	
	3:45	最後尾車両避難所到着(PAZ北側避難完了)		
	5:55			最後尾車両避難所到着(PAZ南側避難完了)

(図6) むつ市及び東通村内における交通規制



## 4 UPZ圏住民の避難について

### (1) 5～15km(東通村、むつ市、横浜町、六ヶ所村)の優先的な避難

表3 5～15km圏内における避難住民データ

市町村	方角	住民数(人)	世帯数(戸)	自家用車(台)	在宅避難行動要支援者以外(人)	在宅避難行動要支援者(人)	施設入所者(人)			在宅バス(台)	施設バス(台)	バス合計(台)				
							バス(人)	車イス(人)	寝台(人)							
東通村	北側	1,182	479	479	1,157	25	13	12	0	94	19	62	13	5	1	6
むつ市	西側	1,981	979	979	1,939	42	23	19	0	329	173	78	78	8	10	18
横浜町	南西側	2,350	1,009	1,009	2,297	53	29	24	0	0	0	0	0	10	0	10
六ヶ所村	南側	3,359	1,310	1,310	3,309	50	26	22	2	28	10	18	0	2	1	3
計		8,872	3,777	3,777	8,702	170	91	77	2	451	202	158	91	25	12	37

- 放射線被ばくのリスクを低減するため、避難を実施するまでは、屋内退避を実施する。
- 各市町村の避難計画については、「避難行動要支援者はバスで避難し、他は自家用車避難」を基本とする。理由として、全住民がバス避難した場合と比較すると、①住民の総避難時間が短くなること※1②必要なバス台数が確保できるため※2避難所までの直接輸送が可能となり避難行動要支援者の負担軽減となること、③交通規制時間が短くなること※3がある。
- 東通村及びむつ市については、むつ市中心部からの車両の流入を抑えるため、PAZ圏内北側と同様の交通規制(東通村役場付近の規制を除く)を実施。またR279の交通誘導を実施。
- 横浜町については、①東通村及びむつ市とともにR279を利用すると渋滞・混雑が発生する可能性があること、②みちのく有料道路を経由して弘前市へ避難することから、R279を経由し、下北縦貫道路を通ることを基本とする。
- 六ヶ所村については、避難先が弘前市であることから、村内から東北町を経由して避難する。
- 自家用車での避難は、PAZ南側と同様、段階的な避難を実施することで円滑な避難が可能であり、発電所に近い地区から順に避難を実施するなどの検討が必要。

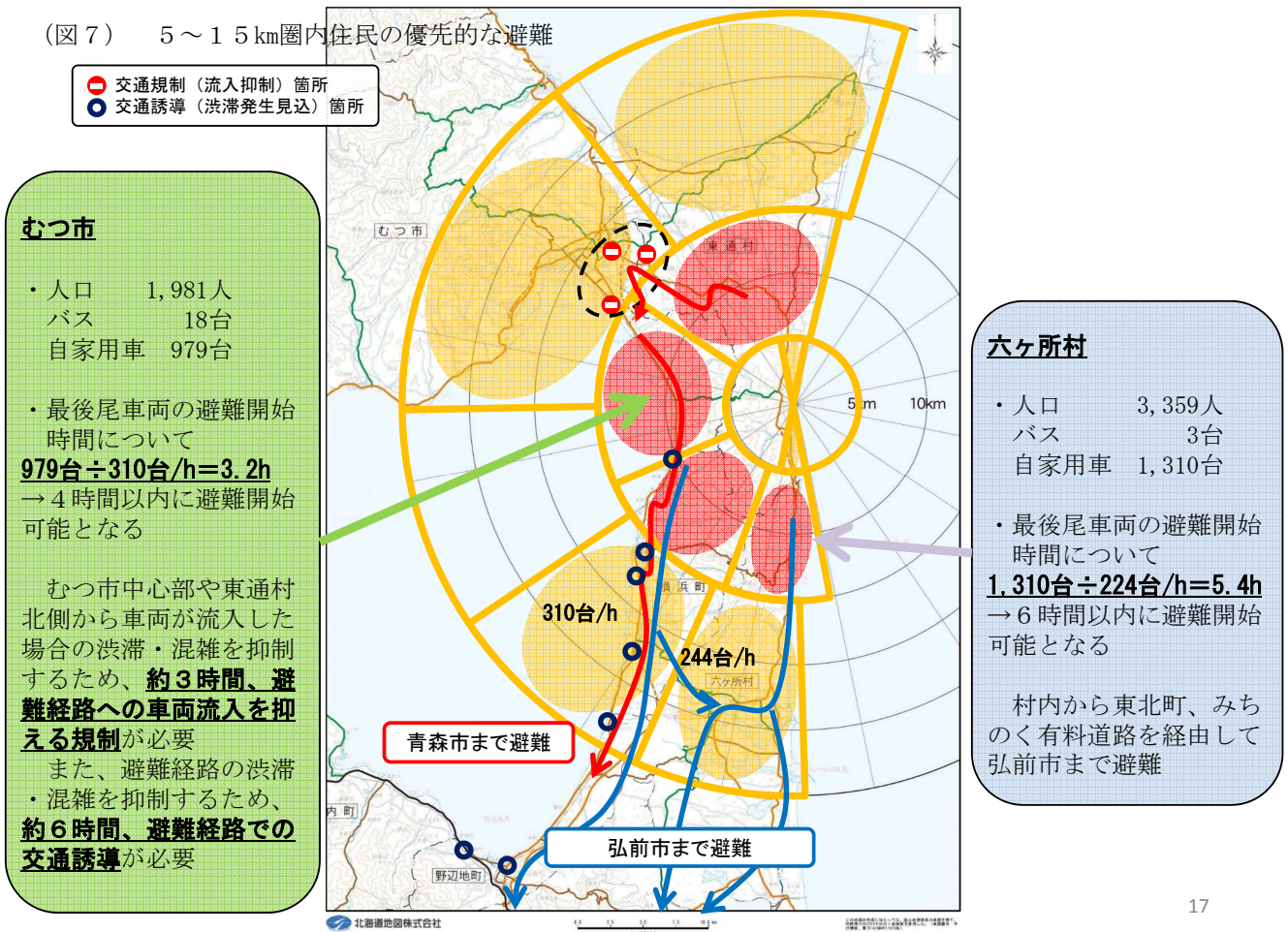
※1 むつ市：9時間→6時間 六ヶ所村：15時間→9時間

※2 むつ市及び六ヶ所村周辺の稼働率ベースのバス輸送能力(台数)は71台

※3 むつ市：6時間30分→3時間



(図7) 5～15km圏内住民の優先的な避難



17

## 4 UPZ圏住民の避難について

### (2) 15～30km（対象住民の多いむつ市中心部等）の効率的な避難

#### ア 海路避難について（特にむつ市住民の避難に活用）

##### 基本的な考え方

- ①民間船舶を活用するとともに、海上自衛隊の艦船による支援を要請（知事による災害派遣要請）する。また、船舶・艦船に乗船する前に避難退域時検査を実施する。
- ②民間船舶については、下北地域に関連のある民間船舶事業者の輸送能力を活用する。
- ③自衛隊艦船等については、知事の災害派遣要請に基づき活用。海上自衛隊大湊地方総監部の拠点港である大湊港は30km（UPZ）圏内にあることから、大湊港が避難指示区域となった場合には、避難に活用しない。

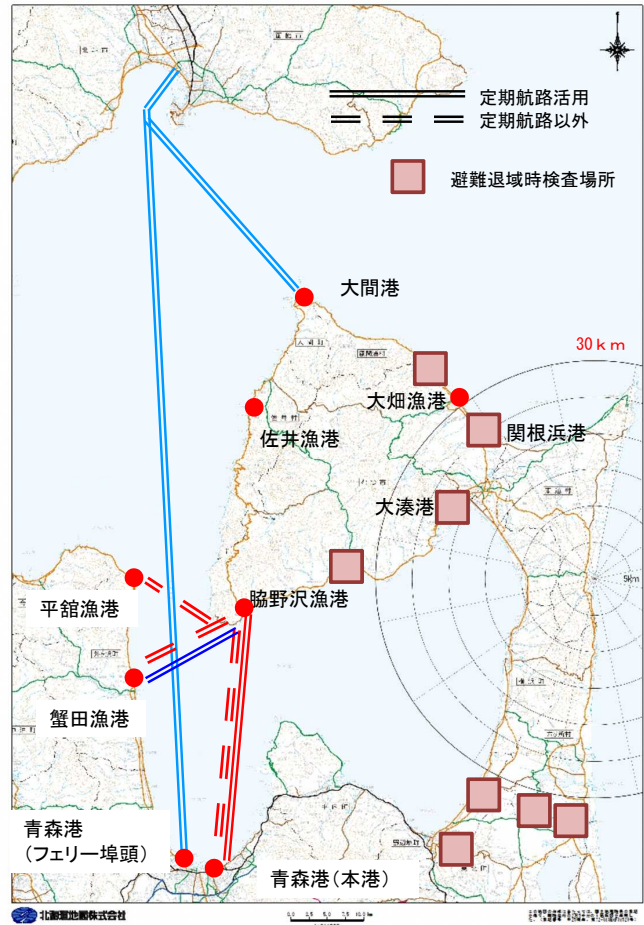
18

# (ア) 民間船舶による避難について

## ① 下北地域に関連のある船舶事業者の輸送能力

社名・船名	旅客数 (人)	積載台数 乗用車(台)	避難に活用を 想定する航路	バリアフ リー対応
<b>津軽海峡フェリー株式会社</b>				
大函丸	478	60 又はトラック21台	大間～函館	○
大間港活用による避難 可能者数(1日)	478人	×3往復	=1,434人	①
<b>むつ湾フェリー株式会社</b>				
かもしか	240	20 又は大型バス4台	脇野沢～蟹田	○
<b>シライイン株式会社</b>				
ポーラスター	96	—	脇野沢～青森	○
<b>仏ヶ浦海上観光株式会社</b>				
ニュー下北(4隻)	449	—	(佐井)・脇野沢～ 蟹田(平館・青森)	
<b>佐井定期観光株式会社</b>				
サイライト号	89	—	(佐井)・脇野沢～ 蟹田(平館・青森)	
シーナイト号	69	—		
<b>むつ市</b>				
夢の平成号	43 他に立席36	—	(佐井)・脇野沢～ 蟹田(平館・青森)	
脇野沢港活用による避難 可能者数(1日)	986人	×3往復	=2,958人	②
大間・脇野沢避難可能者数合計			=4,392人	

(図8) 船舶による避難イメージ



## ② 避難は、大間港・脇野沢漁港を活用

(理由)

避難港・避難受入港の分散による混雑の緩和。  
定期航路の活用。

※ただし、小型船舶については、気象の影響を受けやすく、航行不可の場合あり。  
※また、冬季は船員の不在等により、即応が困難な場合あり。

## ③ 避難対象区域から港までは原則バスを活用

(理由)

自家用車による港湾内の混雑・渋滞防止

退域時検査の簡略化(バス乗員代表1名のみ実施)

避難行動要支援者は車イス車両を中心に当該車両による移動。車両とともにフェリーへ乗船。

## ④ 1日あたりの民間船舶輸送能力から算出したバスの所要台数

表4

	脇野沢	大間	合計
1日あたり船舶輸送能力 A	2,958人	1,434人	4,392人
バス所要台数 A/120	24.65	11.95	36.6
	25台	12台	37台

バス3往復、1台あたり40人換算(40×3=120人)

参考

バス往復時間 (a～e)		4時間30分
点呼・乗車確認 a		1時間00分
むつ～各港 b		1時間45分
降車・出発 c		0時間30分
各港～むつ d		1時間15分

※「b」には避難退域時検査時間(30分)を含む

⑤ 避難所までの移動（接岸港から避難所までは津軽方面のバスを活用）

（青森市の避難所までの所要時間を推計）

表 5

脇野沢発		蟹田 (かもしか)	青森 (ホーラスター)	平館 (観光船)	蟹田 (観光船)	青森 (観光船)
バス	点呼・乗車確認	1時間00分	1時間00分	1時間00分	1時間00分	1時間00分
	退城時検査	0時間30分	0時間30分	0時間30分	0時間30分	0時間30分
	むつ～脇野沢	1時間15分	1時間15分	1時間15分	1時間15分	1時間15分
船	点呼・乗船確認	1時間00分	1時間00分	1時間00分	1時間00分	1時間00分
	乗船時間	1時間00分	1時間00分	0時間40分	0時間40分	1時間15分
バス	降船・バス乗車	0時間30分	0時間30分	0時間30分	0時間30分	0時間30分
	青森市内	0時間50分	0時間30分	1時間20分	0時間50分	0時間30分
合計		6時間05分	5時間45分	6時間15分	5時間45分	6時間00分

観光船については、その時点での天候・波浪の状況により出発港・接岸港を決定。

• 出発港は脇野沢とした方が避難時間は短い。

• 接岸港は蟹田とした方が避難時間は短い。

佐井漁港を活用した場合 7時間00分 7時間00分 7時間10分

表 6

大間発		函館を経由する場合 ①	大間から直接青森港へ ②
バス	乗車確認・退城時検査	1時間30分	1時間30分
	むつ～大間	1時間15分	1時間15分
船	点呼・乗船確認	1時間00分	1時間00分
	大間～函館（青森）	1時間30分	3時間00分
	乗換	1時間00分	—
	函館～青森	3時間40分	—
バス	降船・バス → 青森	1時間00分	1時間00分
合計		10時間55分	7時間45分
1日あたり輸送能力		3往復 1,434人/日	1往復 478人/日

①の場合、函館～青森は大函丸以外の定期航路船舶を活用するものと想定。

①と②を比較した場合、①の方が1日あたりの輸送能力は高まることから、①を基本として避難に活用する。

(イ) 自衛隊艦船による避難について

県知事から災害派遣要請があった場合には、自衛隊は防衛大臣の命により、その時点において活動可能な艦船で避難者を支援。ただし、本県で活動可能な艦船数は全国的な活動状況等により変動することから、平時から災害時の輸送能力を明確にできない。このため、自衛隊の輸送能力は避難可能者数の算出に用いていない。

【参考 艦船1隻あたりの輸送能力】

- 護衛艦 1隻あたり 400人～600人
- 多用途支援艦 1隻あたり 約200人
- 掃海艇 1隻あたり 約100人

(ウ) 漁船による避難について

避難退城時検査の実施が困難であるほか、以下の観点から推奨しない。（自家用車自主避難と同様の取扱い）

- 太平洋岸（東通村尻労～六ヶ所村泊）  
発電所施設周辺の航行、複合災害時の津波の影響（避難受入港の被災等）懸念
- 陸奥湾（むつ市戸田～横浜町百目木）  
比較的静穏だが、避難・物資輸送協力船舶航行の支障、受入港の渋滞懸念
- 津軽海峡側（むつ市正津川～東通村岩屋）  
大間方面への避難は考えられるが、陸奥湾内と同様の懸念

# イ 海路及び陸路による避難可能者数について

表 7

## (ア) 民間船舶が1日3往復するとした場合

- 放射線被ばくのリスクを低減するため、避難を実施するまでは、屋内退避を実施する。
- 避難行動要支援者にはバスを優先的に手配することで、バス→海路により1日以内で避難が可能。  
(表7, 8)
- 一般住民の避難は3日以内で可能。(表8)
- 船舶の輸送能力を考慮した結果、海路による避難者数は、13,000人程度となる。  
(自衛隊はその時点で対応可能な艦船で支援→避難可能者数の算出には見込んでいない。)
- 海路を活用した避難では、その対象や優先度(地理的要因、身体的要因など)を予め設定し、陸路を活用した避難では地区ごとに段階的な避難を行う。

	避難先	人口	世帯数	一般住民	バス避難要配慮者
東通村	青森市	2,892人	1,036世帯	2,828人	42人
むつ市	青森市ほか	50,042人	22,965世帯	48,891人	1,027人
小計		52,934人	24,001世帯	51,719人	1,069人
むつ市	川内地区	1,381人	619世帯	1,353人	35人
合計		54,315人	24,620世帯	53,072人	1,104人

(表8) 民間船舶が1日3往復する場合

	日数	バス台数	1 (24h)	2 (48h)	3 (72h)	4 (96h)	5 (120h)	6 (144h)	7 (156h)
陸路	自家用車 (7440台/24h、2.2人/台)		7,440台 16,368人	14,880台 32,736人	22,320台 49,104人	29,760台 65,472人	37,200台 81,840人	44,640台 98,208人	52,080台 114,576人
	バス2往復 (1日目は9台)	(12台)	720人	1,680人	2,640人	3,600人	4,560人	5,520人	6,480人
	計		17,088人	34,416人	51,744人	69,072人	86,400人	103,728人	121,056人
海路	民間船舶 (脇野沢・大間)	(37台)	4,392人	8,784人	13,176人	17,568人	21,960人	26,352人	30,744人
	計		4,392人	8,784人	13,176人	17,568人	21,960人	26,352人	30,744人
避難可能者数 (人) 累計		(49台)	21,480人	43,200人	64,920人	86,640人	108,360人	130,080人	151,800人

※1台あたりの乗車人数2.2人は、むつ市の対象人口を世帯数(自家用車数)で割り返した数値  
バス(陸路)については、1日目に川内地区への避難住民にバスを活用するものと仮定して算出している。

## (イ) 民間船舶が1日5往復、自家用車避難の乗り合わせ(3人/台)を実施した場合

- ①全住民の避難は、表8(23ページ)の3日以内から2日以内に短縮することが可能。
- ②船舶のみによる避難は、ほぼ7日で可能。

(海上自衛隊や他地域からの民間船舶の応援を加味すれば、さらなる避難時間の短縮が見込まれる。)

(表9) 民間船舶が1日5往復、自家用車乗り合わせ3人/台を実施した場合

	日数	バス台数	1 (24h)	2 (48h)	3 (72h)	4 (96h)	5 (120h)	6 (144h)	7 (156h)
陸路	自家用車 (7440台/24h、3.0人/台)		7,440台 22,320人	14,880台 44,640人	22,320台 66,960人	29,760台 89,280人	37,200台 111,600人	44,640台 133,920人	52,080台 156,240人
	バス4往復 (1日目は9台)	(12台)	1,440人	3,360人	5,280人	7,200人	9,120人	11,040人	12,960人
	計		23,760人	48,000人	72,240人	96,480人	120,720人	144,960人	169,200人
海路	民間船舶 (脇野沢・大間)	(37台)	7,320人	14,640人	21,960人	29,280人	36,600人	43,920人	51,240人
	計		7,320人	14,640人	21,960人	29,280人	36,600人	43,920人	51,240人
避難可能者数 (人) 累計		(49台)	31,080人	62,640人	94,200人	125,760人	157,320人	188,880人	220,440人

## 6 学校等教育機関（UPZ）における防護措置

### 【基本的な考え方】

原子力災害時の防護措置（屋内退避、避難等）は、家族単位で実施することから、原則として、在校する児童生徒は保護者に引き渡す。

#### （1）児童生徒の保護者引渡しについて

放射性物質放出前の早い段階である警戒事態時に保護者引き渡しを開始し、施設敷地緊急事態までの間引渡しを実施。

#### （2）屋内退避について

全面緊急事態となり、市町村から学校が所在する区域に屋内退避指示が発出され、保護者へ引渡しができなかった児童生徒がいる場合は、屋内退避を実施。

#### （3）避難について

市町村から学校が所在する区域に避難指示が発出され、保護者へ引渡しができなかった児童生徒がいる場合は、児童生徒、教職員は県や市町村が手配したバスで避難先へ避難を実施。

（表10）

緊急時活動レベル（EAL）に基づくUPZ圏の防護措置

	警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態（放出前）	全面緊急事態（放出後）
一般住民		・屋内退避準備	・屋内退避実施 ・避難準備 ・安定ヨウ素剤服用準備	・屋内退避継続又は放射線の基準に照らして避難 ・安定ヨウ素剤服用
学校等			児童生徒の保護者引渡し	引渡し完了（居住地の住民として防護措置を実施） 引渡しできなかった児童 屋内退避 → 避難

25

## 7 避難を円滑に行うための対応

### （1）避難者カードの統一化

避難者カード【別紙1】を作成する。

統一化された様式の避難者カードを作成することにより、

- ①避難所へ入所する際、避難者カードを利用し、避難住民の安否確認を円滑に行うことが可能。
- ②避難所では、記載された避難者カードを回収し整理することによって、各避難者の配慮すべき事項等を把握するための避難者名簿を作成することが可能。

### （2）避難車両認識票の統一化

避難車両認識票【別紙2】を作成する。

避難車両内に掲示することにより、

- ①交通誘導の際の視認性向上や自主避難車両と避難指示車両の識別を容易とする。  
（東通村PAZは黄色、UPZは桃色、むつ市は青色など認識票の色を市町村ごとに分けることにより、市町村の識別も可能）
- ②安定ヨウ素剤の服用や避難退域時検査実施時に印を付けることにより、確認の簡素化が期待できる。

### （3）カード及び認識票の配付・回収の時期について

避難者には、PAZは事前に、UPZは避難時に安定ヨウ素剤の緊急配付場所やバス避難のための集合場所などで配付し、避難所で回収する。

26

【別紙1】避難者カード(A4)

施設名	受付日時・時刻	受付担当者
①		
②		
③		

避難者カード

カードNo. \_\_\_\_\_

①入所日			
②一緒に避難した世帯の状況 (避難者のみ記入)			③自治会
氏名	年齢	性別	
代表者 家族	氏名		④住所
			⑤自宅電話
			⑥携帯電話
			⑦車両 車種： ナンバー： ⑧ペット あり⇒種類： なし
			⑨次の行き先 ・避難所 ( ) ・その他 ⇒ ⑩・⑪に記入
⑩一緒に避難していない家族		年齢	性別
氏名			⑪連絡はとれましたか ○ / ×
			⑫どこに避難していますか ( ) ・不明
⑬資格・特技			
⑭伝えておきたいこと (介護・障害・乳幼児・アレルギー・持病、文化、宗教上の理由など)			
⑮安否の問い合わせがあった場合、住所・氏名を答えてもよいですか			はい・いいえ
⑯親族などの緊急連絡先	氏名	電話	備考
⑰退所日			
⑱退所先	氏名： 住所：	電話番号：	
⑲退所先の問い合わせがあった場合、住所・氏名を答えてもよいですか			はい・いいえ
⑳備考			

【別紙2】避難車両認識票(A4)

(東通村PAZの様式例)

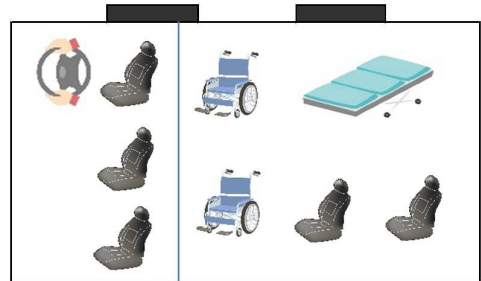
東通村(PAZ) 避難車両	避難所受付	
	避難退域時検査	/
	安定ヨウ素剤服用	

8 福祉車両の配備

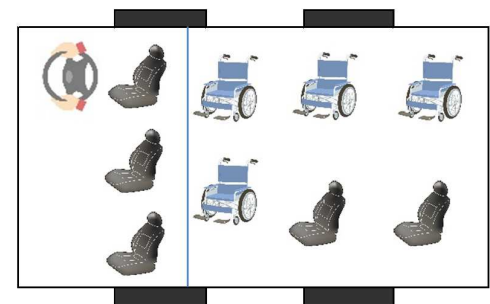
- 避難する際に必要となる車いすやストレッチャーを搭載可能な車両（福祉車両）の配備を進める。

(図9) 効率性・汎用性のイメージ

1台あたり車いす2台+寝台1台+支援者5名【A】



1台あたり車いす4台+支援者5名【B】



(1) 配備車両の基本的な考え方

以下に掲げるような効率性、汎用性を考慮した車両の配備が必要

- 車いすを複数台搭載可能なこと
- ストレッチャーも搬送が可能なこと
- 普通自動車第一種免許で運転が可能なこと

災害時に円滑な避難支援を行えるよう日頃からの訓練が必要

- 対象者の乗降に関する支援者のサポート
- 一時集合場所や避難経路の確認
- 運転技術の習熟

## (2) 福祉車両配備の所要見込台数

### 【PAZ】

放射性物質放出前に、全員の避難を実施する地域。  
福祉車両を要する避難行動要支援者数41名から算出し、12台の配備が必要。

(表11) PAZの福祉車両の追加配備を要する避難行動要支援者数

地区名	在宅要支援者		施設要支援者		車いす 避難者 数合計	寝台 避難者 数合計	避難者数 合計	福祉車両 要配備数 (台)	
	車いす (人)	寝台 (人)	車いす (人)	寝台 (人)					
小田野沢	9	1	5	0	14	1	15	4	【A】1台、【B】3台
老部	9	1	0	0	9	1	10	3	【A】1台、【B】2台
白糠	13	1	2	0	15	1	16	5	【A】1台、【B】4台
合計	31	3	7	0	38	3	41	12	

### 【UPZ】

放射性物質放出後、放射線量を基準に照らし、避難指示があった場合に避難を実施。  
福祉車両を要する避難行動要支援者は1,800名程度と見込まれるが、各市町村が避難行動要支援者の実態を把握し、運用方法等について県と市町村とで協議した後  
に所要見込台数を算出する。

## (3) 配備の方向性

車両の配備場所や管理方法等について、市町村、国、原子力事業者と協議のう  
え、平成28年度から配備を進める。

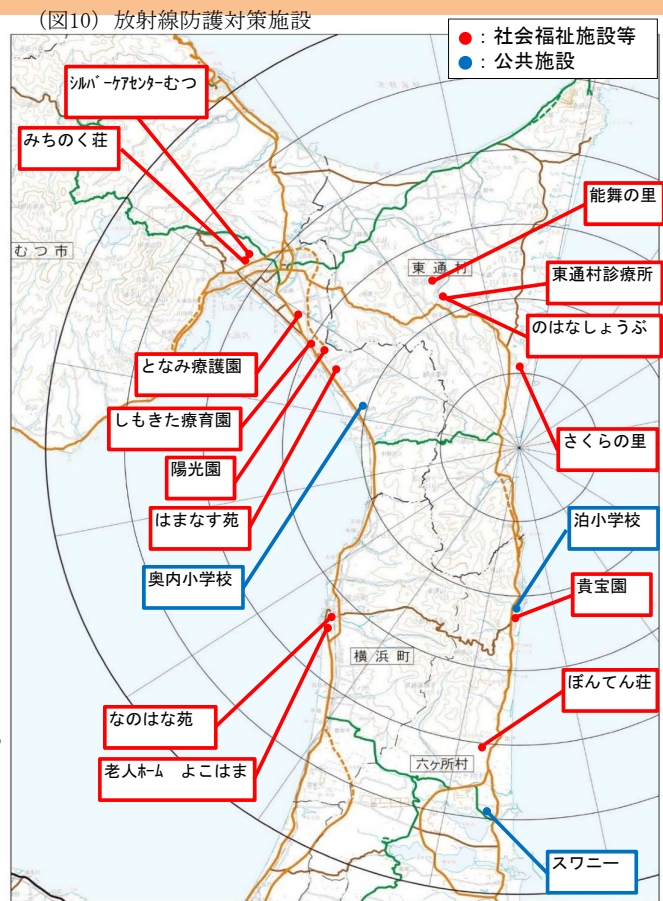
29

## 9 放射線防護対策施設の整備

放射線防護対策を実施した公共施設については、速やかに避難ができない住民や一時滞在者等の屋内退避施設として活用。

放射線防護対策を実施した医療機関・社会福祉施設等は、避難を行うとかわって健康上のリスクが高まる入院・入所者等の屋内退避施設として運用。

今後は、備蓄物資整備を含め、放射線防護対策工事の実施について、市町村、国と協議のうえ、計画的に整備していく。



30

# 移動・受入対策

## Ⅱ 受入対策

31

### 1 避難所レイアウト

図上シミュレーション等を実施した結果から避難所レイアウト例を作成した。シミュレーション時には、各避難所において、1人あたりの居住スペースを2m<sup>2</sup>とし、居住スペースにおける通路の確保、避難生活に必要な共有スペースを確保した。

#### 避難所において必要となるスペース

- 開設時から必要なスペース
  - ・避難者受付(地区ごとに受付を分けることが望ましい。要配慮者専用受付も設ける。)
  - ・居住スペース(1人あたり2m<sup>2</sup>を目安)
  - ・要配慮者向け居住スペース  
(介護、障がいの度合い、乳幼児のいる家庭等、状況に応じて場所を確保する)
  - ・トイレ(男女別、多目的トイレも必要。足りない場合は仮設トイレを設置)
- 開設後に必要となるスペース
  - ・情報連絡確認(掲示板等) ・授乳、おむつ換え ・ゴミ捨て場
  - ・更衣室(男女別) ・洗濯場、物干し場、シャワー等の入浴施設
- 避難生活が長期化する場合は、集会所、喫茶等の交流の場を確保することが望ましい

32



## 2 避難住民の受入先

単位:人

避難元市町村	東通村		むつ市			
受入市町村	青森市		青森市	黒石市	五所川原市	平内町
避難所	新青森県総合運動公園、 県立青森工業高校	県立青森商業高校 他13施設	青森県営スケート場 他139施設	スポカールイン黒石 他23施設	五所川原市民体育館 他37施設	平内町立体育館 他11施設
避難予定者	PAZ	UPZ	UPZ	UPZ	UPZ	UPZ
	3,069	4,074	52,023			
収容可能人数	7,150		約32,000	約7,000	約11,000	約2,000

避難元市町村	横浜町	六ヶ所村
受入市町村	弘前市	弘前市
避難所	弘前市運動公園内施設	弘前市立津軽中学校 他23施設
避難予定者	UPZ	UPZ
	5,031	7,321
収容可能人数	5,100	10,450

むつ市の避難者は、地域コミュニティ保持の観点から、青森市及びその隣接市町である黒石市、五所川原市、平内町で受け入れることとする。この3市町は、むつ市のUPZ15～30km圏の避難住民を受け入れる。

33

## 3 避難者用駐車場の確保

単位:台

避難先市町	避難車輛台数※1		駐車可能台数※2	駐車可能場所
青森市	むつ市	14,600	28,000	避難所及び周辺施設※3
	東通村	2,738		
弘前市	横浜町	2,118	3,300	避難所及び周辺施設※4
	六ヶ所村	3,275	23,000	避難所
黒石市	むつ市	3,200	3,900	避難所
五所川原市	むつ市	5,000	9,900	避難所及び周辺施設※5
平内町	むつ市	910	3,000	避難所

※1 避難住民1世帯あたり車両1台で算出

※2 気象条件等により、駐車可能台数に変動あり

※3 青森市 避難所（マエダアリーナ等）、横内川多目的遊水地、沖館川多目的遊水地、埠頭野積場、合浦公園広場、モヤヒルズ、青い森セントラルパーク、競輪場等

※4 弘前市 避難所（弘前市運動公園）、豊田小学校、第五中学校

※5 五所川原市 避難所（市民体育館他）、五所川原運動公園等

34

## 4 避難所開設に必要な要員数

図上シミュレーション等を実施した結果から避難所開設時に必要と考えられる要員数を推定した。

単位:人

業務内容	要員数		
	数千人規模の避難所	数百人規模の避難所	百人未満の避難所
駐車場での誘導	6 (2人×3グループ)	2 (2人×1グループ)	0
避難所までの誘導	4 (2人×2グループ)	2 (2人×1グループ)	0
受付	6 (2人×3グループ) <sup>※1</sup>	4 (2人×2グループ) <sup>※1</sup>	2 (2人×1グループ) <sup>※1</sup>
避難所内での誘導	6 (2人×3グループ)	4 (2人×2グループ)	0
居住スペースの区画誘導	6 (2人×3グループ) <sup>※2</sup>	4 (2人×2グループ) <sup>※2</sup>	2 (2人×1グループ) <sup>※2</sup>
要配慮者の支援	2 (2人×1グループ)	2 (2人×1グループ)	2 (2人×1グループ)
避難所全体の運営 (県、市町村との連絡調整)	2 (2人×1グループ)	2 (2人×1グループ)	2 (2人×1グループ)
合計	32	20	8

※1 避難所の規模に応じ、地区毎及び要配慮者向けの受付を設置することが望ましい。また、要配慮者等への対応として、必要に応じ医師又は看護師も検討する。

※2 最低限必要と考えられる人数を設定。居住スペースごとに1グループの配置が望ましい。

35

推定した要員数から、区分毎に避難所開設時に必要と考えられる延べ要員数を算出した。

市町村		青森市			弘前市			黒石市		
避難所規模		数千人	数百人	百人未満	数千人	数百人	百人未満	数千人	数百人	百人未満
PAZ	施設(箇所)	1	1	0	0	0	0	0	0	0
	要員(人)	32	20	0	0	0	0	0	0	0
UPZ	施設(箇所)	1	107	45	1	24	0	1	18	5
	要員(人)	32	2,140	360	32	480	0	32	360	40
計	施設(箇所)	2	108	45	1	24	0	1	18	5
	要員(人)	64	2,160	360	32	480	0	32	360	40
合計	施設(箇所)	155			25			24		
	要員(人)	2,584			512			432		

(開設要員数の算出方法)

図上シミュレーション等を実施した結果及び、受付、誘導、要配慮者の支援等、開設時に必要な業務から避難所の規模別に要員数を算定した。

- ・数千人規模の避難所 要員数 32名
- ・数百人規模の避難所 要員数 20名
- ・百人未満の避難所 要員数 8名

### ○要員派遣要請先案

県職員、青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、平内町職員、周辺市町村職員、原子力事業者等。このうち、県職員の動員数は数百名を見込んでいる。

36

市町村		五所川原市			平内町			合計		
避難所規模		数千人	数百人	百人未満	数千人	数百人	百人未満	数千人	数百人	百人未満
PAZ	施設(箇所)	0	0	0	0	0	0	1	1	0
	要員(人)	0	0	0	0	0	0	32	20	0
UPZ	施設(箇所)	2	27	9	0	12	0	5	188	59
	要員(人)	64	540	72	0	240	0	160	3,760	472
計	施設(箇所)	2	27	9	0	12	0	6	189	59
	要員(人)	64	540	72	0	240	0	192	3,780	472
合計	施設(箇所)	38			12			254		
	要員(人)	676			240			4,444		

○実働要員数を概算すると、以下の要員数が必要。(避難所開設後、1日で避難者収容が落ち着き、配置された要員のうち3分の2は次の避難所 開設へ移動可能と仮定したときの要員数)

	青森市	弘前市	黒石市	五所川原市	平内町	合計
全ての避難所開設を2日間で開設する場合の要員数	1,722	341	288	420	160	2,931
全ての避難所を7日間で開設する場合の要員数	1,108	218	182	289	101	1,898

37

## 5 避難所で必要となる資機材・物資等

### 避難者用(開設時に準備が必要な資機材)

- 毛布  
避難者人数分
  - 日用品(紙おむつ、生理用品等)  
世帯毎に1セット
  - 仮設トイレ  
(バリアフリー対応のトイレを含む)  
75人/基<sup>※1</sup>を満たすように設置  
条件を満たす施設であれば必要なし
  - 食料、水  
避難直後の食料については避難者持参  
食物アレルギーの避難者も考慮すること  
避難者人数×2日分
  - マスク、手指消毒液等  
避難者人数分
- など

※1 出典:震災時のトイレ対策のあり方に関する調査研究委員会『震災時のトイレ対策—あり方とマニュアル—』(1997)「(財)日本消防設備安全センター」

### 県における備蓄状況 (平成27年度4月末現在)

- 毛布 13,500枚
- タオルケット 12,000枚
- バスタオル 12,000枚
- タオル 5,000枚
- 安全ろうそく 8,000個

### (参考) 東日本大震災時の 食料・生活必需品の供給実績 (3月12日～15日合計)<sup>※2</sup>

おにぎり	27,300個
パン	46,885個
カップ麺	12,937個
水	45,454本
仮設トイレ	40棟
粉ミルク	8缶
他にも米、牛乳、りんご、缶詰等多数	

※2 出典:青森県「東日本大震災—その記録と記憶—」(2013)  
なお、3月14日以降は避難者が大幅に減少したことから、支援の申し出の多くを丁重に断った。

38

## 避難所で必要なトイレ数及び仮設トイレ必要数

		避難所数(箇所)	避難者数(人)	トイレ数(基)		仮設トイレの設置が必要な避難所数(箇所)
				必要数※1	仮設トイレ必要数※2	
青森市	PAZ内	2	3,069	43	5	1
	UPZ内	153	約36,100	552	64	20
弘前市		25	12,352	180	6	5
黒石市		24	約7,000	116	31	12
五所川原市		38	約11,000	167	37	10
平内町		12	約2,000	37	5	1

全避難所が開設したときに必要となる仮設トイレ数 148基

※1 トイレ1基あたり75人で計算。避難所毎に計算し、小数点以下は繰り上げた数字を合計した。

※2 県立高校は個室3、青森・黒石・五所川原市及び平内町立小中学校は個室4、弘前市立小中学校は個室5（すべて体育館附属のトイレ数）、市民センター等は個室4とし、避難所毎に過不足を計算。

## リース業者等による仮設トイレ整備状況

600基以上保有。（青森市、弘前市が協定を締結している県内のリース業者への問い合わせによる）

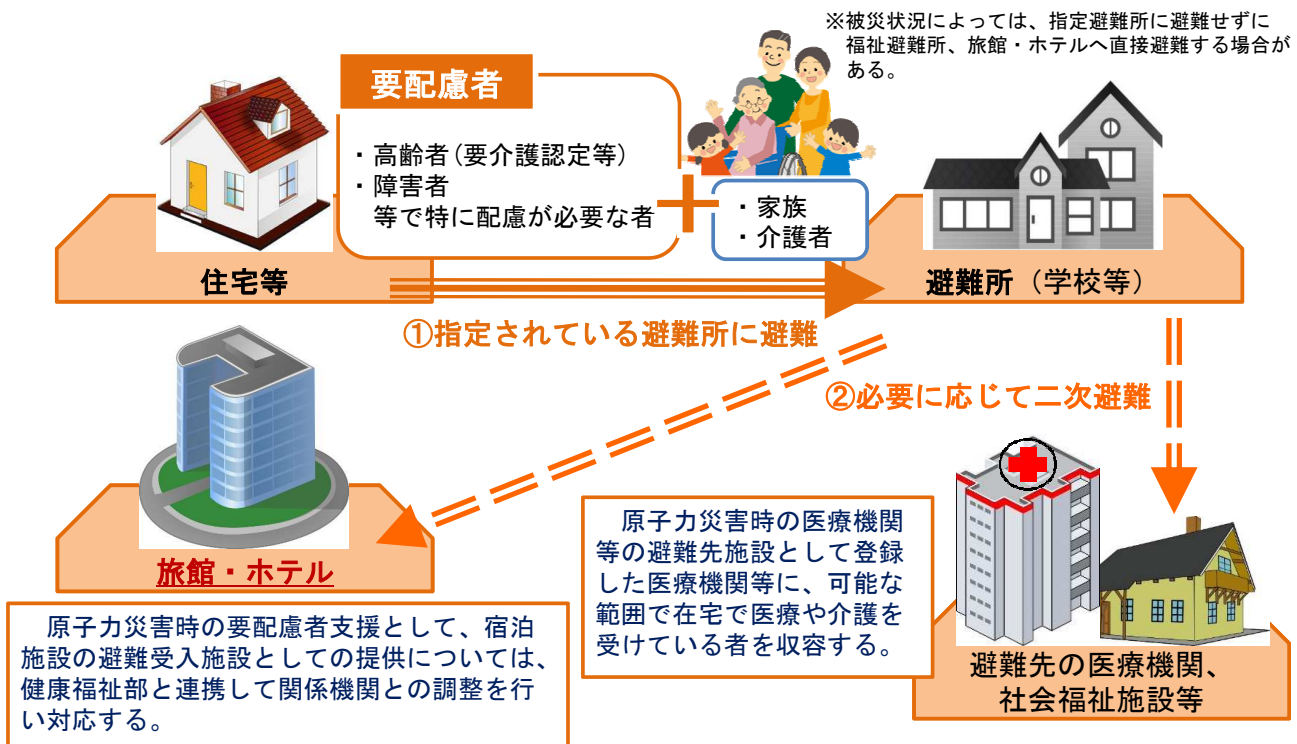
## 検討結果

仮設トイレの設置によりトイレの必要数を確保できる見込み。

39

## 6 在宅の要配慮者の避難先

在宅で医療や介護を受けている者で医療機関や社会福祉施設等への収容が適当な者は、医療機関等への収容を検討する。また、避難の長期化等を鑑み、必要に応じて宿泊施設（旅館・ホテル）を避難者受入施設として活用することを検討する。



40

## 被ばく医療対策

空白

# 1 安定ヨウ素剤の予防服用について

## (1) 安定ヨウ素剤の予防服用体制の検討に当たって

- 「県地域防災計画-原子力編-」に基づき、全面緊急事態に至った場合、避難を即時に実施することとされていることから、安定ヨウ素剤の服用が適時かつ円滑に行うことができる体制を整備する必要がある。
- その体制整備の検討にあたっては、「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって（原子力規制庁）」に準拠する。
- 検討結果については、「原子力災害時における医療対応マニュアル（以下「マニュアル」）」等に反映させることとし、原子力災害時にはマニュアル等に基づき対応する。

43

## (2) PAZ圏における事前配布（東通原発から5 km圏内： 東通村小田野沢地区、老部地区、白糠地区）

### ① 「県地域防災計画-原子力編-」に基づく考え方

- 放射性物質放出前に避難を実施。
- 施設敷地緊急事態要避難者\*は、施設敷地緊急事態で避難
- 全住民（施設敷地緊急事態要避難者\*を除く）が全面緊急事態（放出前）の避難の際に速やかに予防服用を実施。
- 原子力災害事前対策として、安定ヨウ素剤の事前配布体制を整備し、緊急時において予防服用が行えるよう準備しておく。

#### 施設敷地緊急事態要避難者\*:

避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等）、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定用ヨウ素剤の服用不適切者のうち、早期の避難等の実施が必要な者

44

## ② 事前配布体制の整備

### 1) 対象者

PAZ圏内の全住民（3歳未満の乳幼児やそのほか丸剤の服用が困難な者\*及び服用不適切者\*\*を除く）

\*：3歳未満の乳幼児やそのほか丸剤の服用が困難な者  
事前配布できる液状の安定ヨウ素剤が存在しないため、施設敷地 緊急事態において、避難の指示に基づき、避難する。なお、3歳未満の乳幼児は、原則として、保護者同伴で優先的に避難する。

\*\*：服用不適切者

安定ヨウ素剤の成分、または、ヨウ素に対し、過敏症の既往歴のある者も、同様に優先避難する。

表1 安定ヨウ素剤の緊急配布対象地域の住民数等

地区	世帯数 (世帯)	住民数 (人)
小田野沢、老部、白糖	1,214	2,942
(内)3歳未満乳幼児 (事前配布対象外)	-	42

平成27年3月31日現在



図1 安定ヨウ素剤の事前配布対象地域 45

## 2) 事前配布方法（「図2 事前配布方法の概要」参照）

○原則として、医師による住民への説明を行う説明会の開催等を通じて配布する。その際、禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努める。

○説明内容 医師：安定ヨウ素剤の効能・服用に係る留意点  
東通村：避難計画 県：配布手続き

○配布する量

服用量が3歳以上13歳未満は1丸、13歳以上は2丸であることから、本県では、3歳以上小学生は1丸、中学生以上は2丸を配布する。

○配布状況等の管理

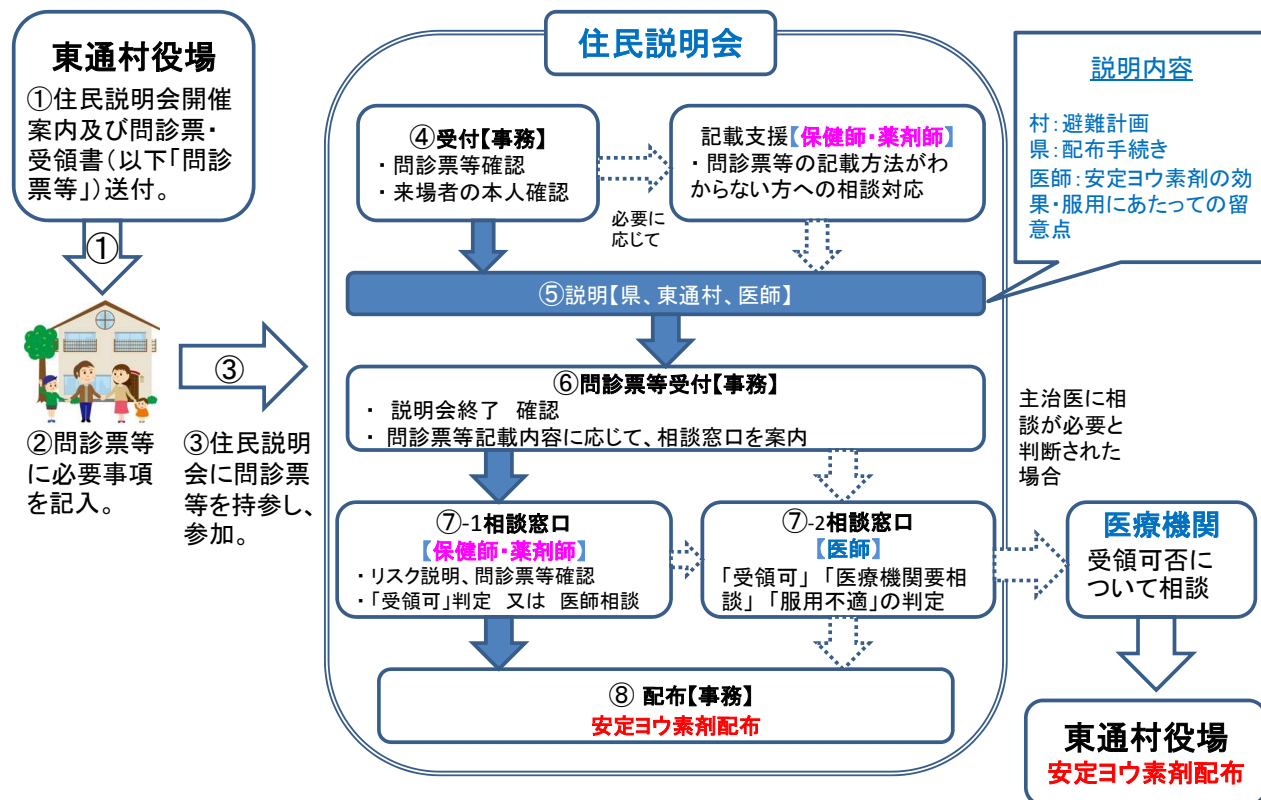
個人ごとの配布状況を管理する「配布管理システム」は県が整備し、東通村が住民への配布・回収等状況を管理する。

## 3) 安定ヨウ素剤の更新・回収

○安定ヨウ素剤は有効期限が切れる前に、配布済みの薬剤と交換し、新しい薬剤に更新する。

○PAZ圏外へ転出した場合は、速やかに東通村役場へ返却する。

## 図2 事前配布方法の概要



47

## (3) UPZ圏における緊急配布(東通原発から30km圏内:東通村、むつ市、横浜町、野辺地町、六ヶ所村)

### ①「県地域防災計画-原子力編-」に基づく考え方

- 全住民は、全面緊急事態発生時(放出前)に、屋内退避を実施。
- 放射性物質放出後は、緊急時モニタリング結果等を踏まえ、避難が必要な区域に避難を指示。屋内退避や避難とともに安定ヨウ素剤の服用の必要性を判断。
- 原子力事前対策として、緊急時に住民等が避難を行う際に安定ヨウ素剤を配布できるよう体制を整備し準備しておく。

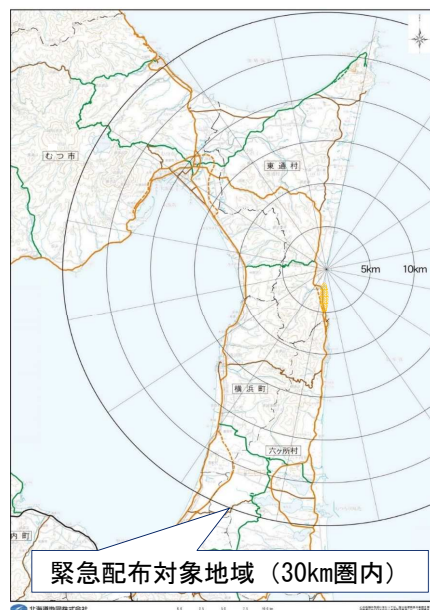


図3 安定ヨウ素剤の緊急配布対象地域

48



## ②緊急配布用安定ヨウ素剤の備蓄

### 1) 備蓄数量（表2参照）

#### a 安定ヨウ素剤（丸剤）

PAZ及びUPZ圏内の3歳以上の全ての住民及び防災業務に従事する職員に配布可能な数量

#### b 安定ヨウ素剤（粉末剤及び調製材料等）

PAZ及びUPZ圏内の3歳未満の乳幼児に配布可能な数量

※学校、保育所、病院、有床診療所及び社会福祉施設（入所施設）については、保管場所、保管数量及び管理方法等について、今後、関係市町村及び管理者と検討し、必要数量を備蓄する。

### 2) 保管管理

- 直射日光が当たらず、湿気の少ない場所で、常温で保管。ただし、粉末材（劇薬）は、他の薬品と区別して、施錠管理する。
- 各保管場所に、保管責任者を置き、適切に保管管理する。
- 使用期限が切れる前に適切に更新する。

49

表2 緊急配布用安定ヨウ素剤の備蓄数量と保管場所（案）

保管場所		備蓄数量		備考
		丸剤(丸)	粉末剤(本)	
東通村	東通村防災センター	17,000	1	UPZ内対象人口 +予備(一時滞 在者等)
六ヶ所村	六ヶ所村役場	20,000	1	
むつ市	むつ市役所	188,000	1	
野辺地町	野辺地町役場	500	1	
横浜町	横浜町役場	20,500	1	
県	東地方保健所	44,000	1	避難退域時検査場 所配布分含む
	弘前保健所	1,000	1	予備
	八戸保健所	44,000	1	避難退域時検査場 所配布分含む
	上十三保健所	44,000	1	避難退域時検査場 所配布分含む
	五所川原保健所	1,000	1	予備
	むつ保健所	44,000	1	避難退域時検査場 所配布分含む
計		424,000	11	

粉末剤は1本あたり500g

50

### ③配布方法

配布対象、実施者、配布場所及び配布手順は表3のとおり。

配布については、原則として、避難等の指示と併せて配布の指示があった場合とするが、施設敷地緊急事態において、市町村の判断で配布することができることとし、柔軟に対応できることとした。

表3 緊急配布の配布対象者、配布場所等

対象	実施者	配布場所	配布準備～配布の実施
<ul style="list-style-type: none"> <li>・PAZ及びUPZ圏内の住民</li> <li>・避難実施区域*にいる旅行者等の一時滞在者</li> </ul>	東通村 むつ市 横浜町 野辺地町 六ヶ所村	備蓄場所や地区毎に予め定めた場所等の配布場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設敷地緊急事態と判断された時点から、備蓄先から配布場所へ搬送し、対象者に対し、配布準備をする。</li> <li>・原則として、避難または一時移転の指示と併せて緊急配布の指示があった場合、配布する。</li> </ul>
避難等の指示により避難してきた住民で、安定ヨウ素剤を受領していない者	県	避難退域時検査場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>ただし、施設敷地緊急事態において、市町村が必要と判断する場合は配布することができる。</li> <li>・配布責任者と配布担当者を予め定めて置く。</li> </ul>

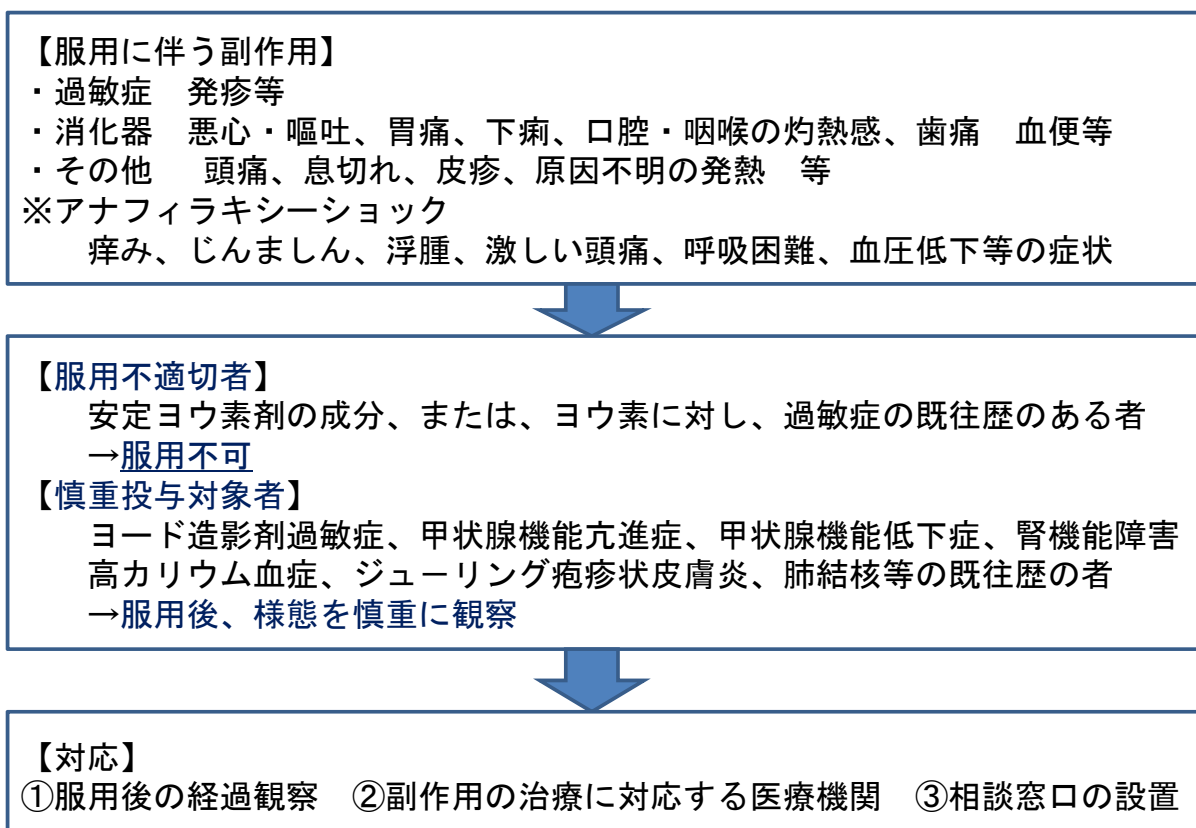
※迅速な避難のため、安定ヨウ素剤と留意点を記載した説明資料を配布する。

※乳幼児、妊娠している者から優先的に配布する。

※内服液は、警戒事態と判断された時点から、県の指示により、各保管場所等で調製し、施設敷地緊急事態と判断された後、丸剤と共に各配布場所へ搬送する。

51

### (4) 安定ヨウ素剤の副作用に対する対応



52

### ①服用後の経過観察

事前配布を行わない地域の住民や一時滞在者が安定ヨウ素剤を服用する場合は、安定ヨウ素剤を配布する際、服用後、しばらくの間（30分程度）、服用した者の様態を住民相互、医療関係者等が観察するよう注意喚起する。

### ②副作用に対する治療

初期対応は近隣の医療機関等で行い、入院治療が必要な場合は次の医療機関で受け入れる。

原子力災害医療協力機関：むつ総合病院、青森労災病院、  
十和田市立中央病院

原子力災害拠点病院：県立中央病院、八戸市立市民病院

### ③相談窓口の設置

住民からの安定ヨウ素剤の服用に関する医学的な質問に対して対応可能な相談窓口を置く。

→「原子力防災のための安定ヨウ素剤電話相談事業に係る共同実施」  
参加

53

## 2 避難退域時検査及び簡易除染について

### (1) 避難退域時検査及び簡易除染体制の検討に当たって

○「県地域防災計画-原子力編-」に基づき、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査を行い、国の判断基準を超える際は除染を行うことされていることから、避難や一時移転の迅速性を損なわない避難退域時検査及び簡易除染体制を整備する必要がある。

○本県における避難退域時検査等体制の整備にあたっては、「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル（原子力規制庁）」に準拠する。

○検討結果については、「原子力災害時における医療対応マニュアル（以下「マニュアル」）等に反映させることとし、原子力災害時においてはマニュアル等に基づき対応する。

54

## (2) 避難退域時検査・簡易除染

### ① 避難退域時検査の対象となる住民

避難等の指示があった後に、この指示の対象となる区域から避難等をする住民。ただし、放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民は含まない。

表4 避難退域時検査場所の候補地

### ② 避難退域時検査の実施

避難退域時検査等は、避難経路周辺に設置する検査場所において実施する。

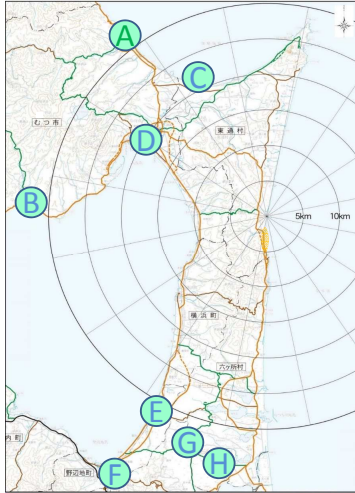


図3 避難退域時検査場所の開設計画地区

市町村名	検査場所	
	地区名	候補地
むつ市	A 大畑	むつ下北自然の家、大畑中央公園
	B 高野川	むつ市川内庁舎
	C 関根浜	日本原子力研究開発機構青森研究開発センター むつ事務所
	D 大湊港周辺*	むつ市ウエルネスパーク むつ市役所
野辺地町	E 有戸	行政メモリアルセンター前広場
	F 松ノ木	野辺地高等学校
六ヶ所村	G 千歳平	六ヶ所村千歳平地区体育館 他
	H 倉内	六ヶ所村南小学校 他

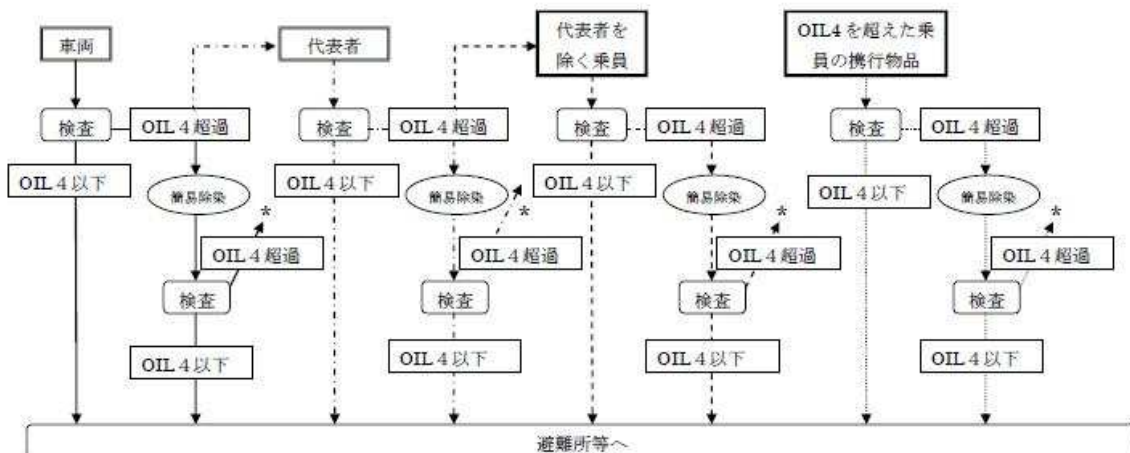
C\*,D\*: 大湊港、関根浜港が安全に活用可能であることを原子力災害対策本部が判断した場合に設置する。  
 ※候補地は、災害時に実施する検査場所を迅速に決定するため予め選定しておくもので、今後も追加選定していく。なお、災害時は最も適切な場所で検査を実施する。

55

### ③ 避難退域時検査及び簡易除染の方法

住民の検査及び簡易除染は下図の検査手順に従って行う。

自家用車やバス等の車両を利用して避難等をする住民の場合は、乗員の検査の代用として、まず車両の検査を行うことになる。



- : OIL4は、不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための緊急防護措置の基準。40,000cpm(8線)は、入射窓面積20cm<sup>2</sup>の検出器の場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm<sup>2</sup>相当である。1ヶ月後の値が、13,000cpm(8線)は表面汚染密度は約40Bq/cm<sup>2</sup>相当である。いずれも計測器の仕様が異なる場合は検出効率等を勘案した計数率の換算が必要である。

- \*: 簡易除染してもOIL4以下にならなかった場合、住民については原子力災害医療協力機関または原子力災害拠点病院で除染を行う。  
 車両や携行物品については一時保管等の措置を行う。

#### ④-1 避難退域時検査等の各チームの役割と要員構成（案）

避難退域時検査等を行う際のチーム等の構成及び役割は下表のとおりとし、県、関係市町村、関係機関及び原子力事業者等の協力のもと運営する。

チーム名等	役割	要員構成（案）
検査責任者	・検査場所における業務の全体統括及び県現地対策本部等との連絡調整（検査及び簡易除染の状況、バックグラウンド状況等の報告等）	1名
検査責任者補佐	・バックグラウンドの測定、検査責任者へ検査チームや簡易除染チームの活動状況等の報告	1名
車両指定箇所検査チーム	・車両用ゲート型モニタ又は表面汚染検査用の放射線測定器による車両の指定箇所検査	ゲートモニタ1台+1名以上 または 検査員3名以上 (チームリーダー1名含む)
車両確認検査及び簡易除染チーム*	・表面汚染検査用の放射線測定器による車両の確認検査及び簡易除染後の簡易除染の効果の確認 ・車両の簡易除染	検査員2名以上 (チームリーダー1名含む)
住民指定箇所検査チーム*	・体表面汚染モニタ又は表面汚染検査用の放射線測定器による住民の指定箇所検査	簡易体表面モニタ1台+1名以上 または 検査員3名以上 (チームリーダー1名含む)
住民確認検査及び携行物品検査並びに簡易除染チーム*	・表面汚染検査用の放射線測定器による住民の確認検査及び携行物品の検査並びに簡易除染後の簡易除染の効果の確認 ・住民及び携行物品の簡易除染及びその補助（説明・指導等）	検査員2名以上 (チームリーダー1名含む)
検査支援員	・受付、結果等交付 他	1名以上
応援要員	・検査レーンへの出入誘導 他	2名以上

※ 要員数は標準的な例であり、検査場所の状況に応じて要員数の増減を柔軟に対応する。

57

#### ④-2 各避難退域時検査場所の責任者等配備計画（案）

施設敷地緊急事態と判断された時点から、要員の配置等体制を整え、避難退域時検査場所を設営する準備をする。各検査場所における検査責任者及び検査支援員の配置は下表のとおりとする。

検査場所	検査責任者	検査支援員	検査員、応援要員
大畑地区、高野川地区	むつ保健所	むつ市	県、関係市町村、原子力事業者、被ばく医療プロフェッショナル修了生、原子力災害医療協力機関（青森労災病院、国立病院機構弘前病院、青森県放射線技師会）、県地域防災計画（原子力編）に定める防災関係機関 他
有戸地区、松ノ木地区	上十三保健所	野辺地町	
千歳平地区、倉内地区	八戸保健所	六ヶ所村	

※ 避難所の救護所に併設する避難退域時検査は、東地方保健所及び弘前保健所等が対応する。  
 ※ 五所川原保健所は各保健所の後方支援等を行う。

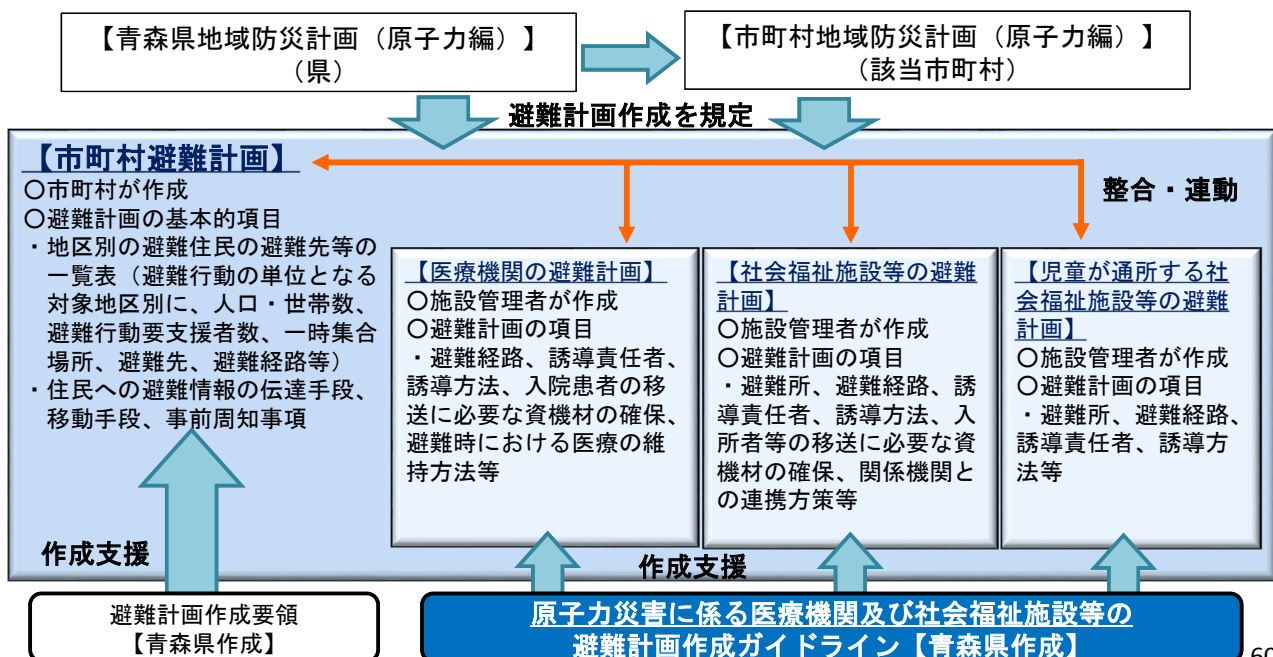
58

# 医療機関及び社会福祉施設等の避難計画

## 1 市町村避難計画と医療機関等の避難計画の関係

- 市町村は対象地域全体の避難計画として「市町村避難計画」を作成するが、医療機関及び社会福祉施設等が作成する「避難計画」を包含するものであり、それぞれの避難計画は整合・連動していなければならない。県では避難計画作成を支援するため、「原子力災害に係る医療機関及び社会福祉施設等の避難計画作成ガイドライン」を策定した。

[<http://www.pref.aomori.lg.jp/welfare/care/hinankeikakuguideline.html>]



## 2 避難計画の作成対象施設（ガイドラインの対象施設）

次の①と②に該当する医療機関及び社会福祉施設等は、県及び所在市町村等と連携し「避難計画」を作成する。

①東北電力株式会社東通原子力発電所の原子力災害対策重点区域内に所在する。

### 原子力災害対策重点区域（青森県地域防災計画（原子力編で定める区域））

#### PAZ（Precautionary Action Zone）

（予防的防護措置を準備する区域）  
→概ね半径5km圏内

#### UPZ（Urgent Protective action planning Zone）

（緊急時防護措置を準備する区域）  
→概ね半径5km～30km圏内

②次に掲げる対象施設に該当する。

区分	対象施設
医療機関	病院、有床診療所（一般住民対象で、入院機能を有するもの）
社会福祉施設等（入所施設）	障害児入所施設、障害者入所施設、障害者グループホーム・ケアホーム 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス、介護老人保健施設、認知症グループホーム、ショートステイ 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅
児童が通所する社会福祉施設等	保育所、認定こども園、児童館、放課後等デイサービス

※避難計画作成対象となっている特別養護老人ホームや障害者支援施設等のうち、通所施設が併設されている施設については、通所施設も含めて一体的に避難計画を作成することが実効的である。

※無床診療所や高齢者や障害者の通所施設における避難計画作成は、施設管理者が任意で行うこととなるが、市町村において通所施設の避難計画作成が必要と判断する場合には、県の避難計画作成ガイドライン（児童が通所する社会福祉施設等の避難計画）を参考に作成を進めていくことを検討すること。

61

## 3 避難元市町村の医療機関及び社会福祉施設等の状況

東北電力株式会社東通原子力発電所の原子力災害対策重点区域内（概ね30km圏内）に所在している、避難計画作成対象の医療機関及び入所系の社会福祉施設等は下表のとおり。（平成27年10月9日現在）

区分	対象施設	施設数
医療機関	病院(3)、有床診療所(4)（※一般住民対象で、入院機能を有するもの）	7
社会福祉施設等（入所施設）	養護老人ホーム(1)、特別養護老人ホーム(10)、軽費老人ホーム(1)、 介護老人保健施設(4)、認知症高齢者グループホーム(9)、ショートステイ(1)、 有料老人ホーム(11)、サービス付き高齢者向け住宅(1)	38
	障害児入所施設(1)、障害者支援施設(5)、障害者グループホーム・ケアホーム(10)	16
児童が通所する社会福祉施設等	保育所(15)、認定こども園(3)、児童館(2)、放課後等デイサービス(2)	22
計		83

62

### 3 避難元市町村の医療機関及び社会福祉施設等の状況

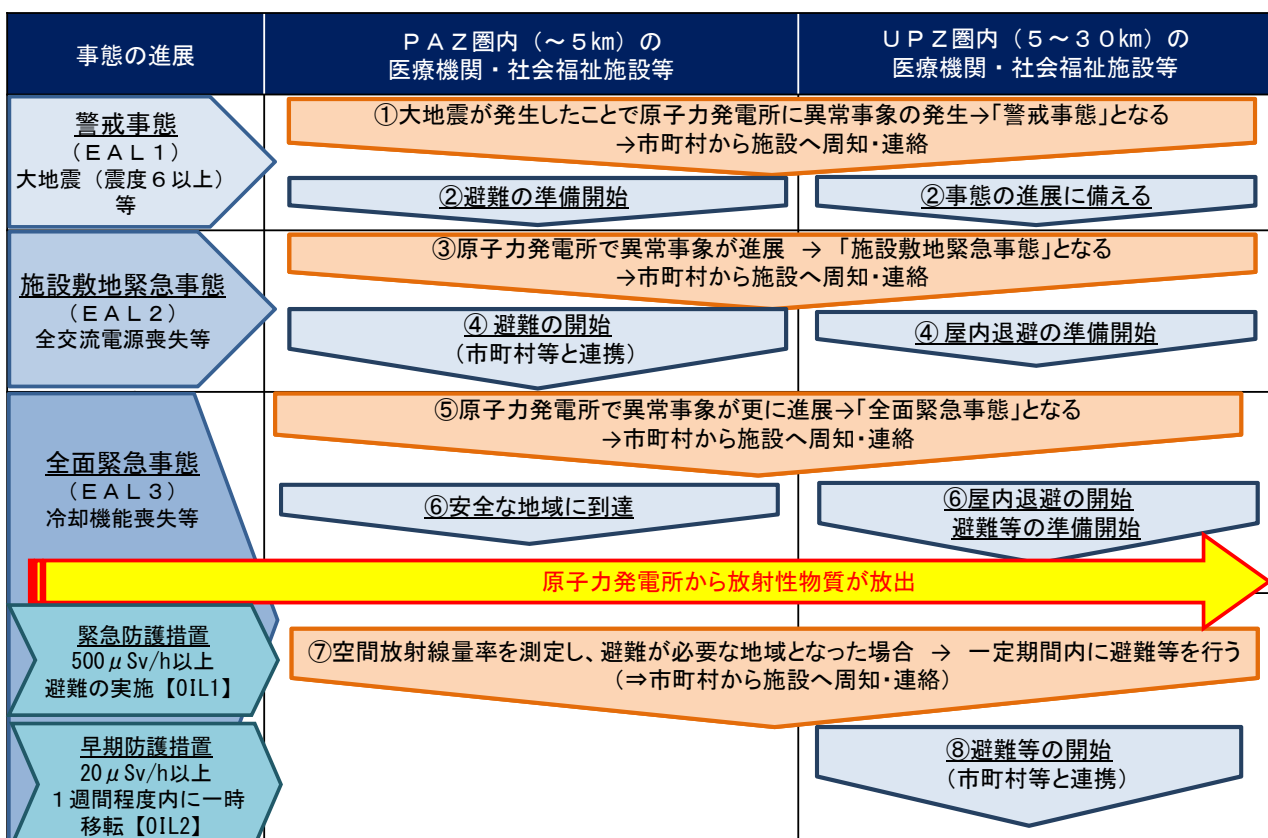
市町村	医療機関		社会福祉施設等（老人入所）			
	うち5km圏内	うち5～30km圏内	うち5km圏内	うち5～30km圏内	うち5～30km圏内	
東通村	1 (19)	1 (19)	5 (132)	2 (23)	3 (109)	
むつ市	5 (612)	5 (612)	25 (887)		25 (887)	
横浜町	0		4 (196)		4 (196)	
六ヶ所村	1 (19)	1 (19)	4 (122)		4 (122)	
計	7 (650)	0	7 (650)	38 (1,337)	2 (23)	36 (1,314)

市町村	社会福祉施設等（障害入所）		社会福祉施設等（児童通所）		
	うち5km圏内	うち5～30km圏内	うち5km圏内	うち5～30km圏内	うち5～30km圏内
東通村	0		1 (230)		1 (230)
むつ市	12 (223)	12 (223)	15 (1,156)		15 (1,156)
横浜町	0		3 (153)		3 (153)
六ヶ所村	4 (59)	4 (59)	3 (365)		3 (365)
計	16 (282)	0	16 (282)	22 (1,904)	22 (1,904)

※（ ）内は病床数又は定員数（ショートステイは含まない）

63

### 4 原子力災害時の医療機関等の対応イメージ



64



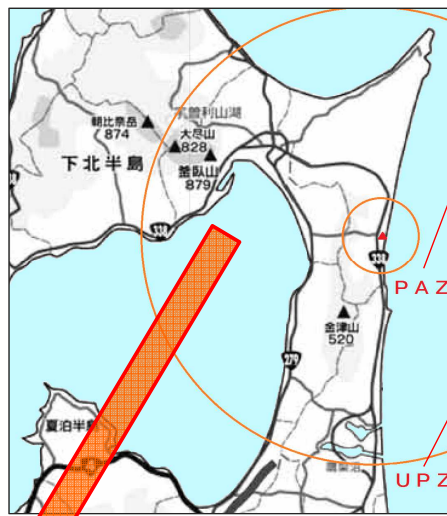
## 5 避難先の医療機関及び社会福祉施設等の考え方

東北電力(株)東通原子力発電所の原子力災害対策重点区域内（原子力発電所から概ね30km圏内）に所在する医療機関及び社会福祉施設等の入院患者や入所者については、基本的に住民と同じ避難先市町村の医療機関及び社会福祉施設等へ避難する。

避難元市町村名	避難先市町村名
東通村	青森市
むつ市	青森市
横浜町	弘前市
六ヶ所村	

※野辺地町の原子力災害対策重点区域内には、医療機関及び社会福祉施設等は所在していない。

※むつ市に所在している医療機関及び社会福祉施設等が多いため、避難対象者数や避難先市町村の被災状況によっては、避難先市町村以外の医療機関や社会福祉施設等を避難先とする可能性がある。



### 原子力災害対策重点区域

#### PAZ (Precautionary Action Zone)

(予防的防護措置を準備する区域)  
⇒概ね半径5km圏内  
⇒早い段階から避難の準備をし、放射性物質の放出前に避難を開始する。

#### UPZ (Urgent Protective action planning Zone)

(緊急時防護措置を準備する区域)  
⇒概ね半径5km～30km圏内  
⇒放射性物質の放出前後は屋内に退避する。放射性物質の放出が落ちついた後に、地域の空間放射線量率を計測し、避難や一時移転が必要と判断された場合には、避難等を行う。

65

## 6 避難先の医療機関及び社会福祉施設等の登録

①避難先は、県が事前に避難先施設として了解を得られた医療機関及び社会福祉施設等をグループ分けして台帳に登録しておき、災害時に県が避難先市町村等と連携して避難先施設と調整を行い決定する。

- 台帳登録を行うため、県では「**青森県原子力災害に係る避難先施設登録制度実施要綱**」を策定し、対象となる医療機関及び社会福祉施設等に対して登録を依頼する。
- 避難計画作成対象施設が作成する「避難計画」には、あらかじめ特定の避難先施設名は記載しないが、県が登録した避難先施設の情報、避難計画作成対象施設、避難元市町村及び避難先市町村等に情報提供を行う。
- 避難計画作成対象施設では、災害時に県及び市町村等が避難先の調整にあたって必要となる情報をまとめ、伝達する体制を整える。
- 避難者の状況によっては、避難先として宿泊施設（旅館・ホテル）を活用することも検討していく。

②児童が通所する社会福祉施設等の避難先は一般の避難所となる。

- 避難計画作成対象施設が作成する「避難計画」には、あらかじめ避難所名等を記載する。

66

## 6 避難先の医療機関及び社会福祉施設等の登録

### <台帳登録と調整（マッチング）のイメージ>

施設種別	避難元施設（東通村、むつ市）	避難先候補施設（青森市）
医療機関	A施設（11km、19床）	M施設（〇〇を10人まで受入可）
	B施設（19km、19床）	N施設（〇〇を15人まで受入可）
	：	：
老人施設	E施設（4km、定員5）	U施設（〇〇を10人まで受入可）
	F施設（5km、定員18）	V施設（〇〇を5人まで受入可）
	：	：
障害者施設	I施設（9km、定員30）	Y施設（〇〇を10人まで受入可）
	J施設（13km、定員50）	Z施設（〇〇を10人まで受入可）
	：	：

### ◇調整例（県及び避難先市町村が連携して施設と調整し避難先として決定）

施設種別	避難元施設（東通村、むつ市）	避難先候補施設（青森市）
医療機関	A施設（11km、対象19人）	M施設（施設被災のため受入不可） N施設（特に状態を問わずに10人まで受入可）⇒10人避難 P施設（〇〇であれば15人まで受入可）⇒9人避難

67

## 7 原子力災害に係る避難先施設登録制度実施要綱の概要

### （1）事前の準備（避難先施設の登録） 第1条～第8条

①県は、原子力災害時の避難先を確保するため、「青森県原子力災害に係る避難先施設登録制度実施要綱」を策定し、この要綱に基づき「**避難先施設**」の登録を進めるため、**医療機関及び社会福祉施設等に登録を依頼する。**

②医療機関及び社会福祉施設等の管理者は、登録制度の目的に賛同し「避難先施設」として登録することが可能な場合には、**県に申請を行う。**

#### 避難先施設の役割

- ◇原子力災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、
- ◇避難又は一時移転を行う必要がある医療機関の入院患者や社会福祉施設等の入所者の受入れを行い、
- ◇避難生活に必要な支援を行う。



#### 登録対象

- ◇避難先市町村（青森市、弘前市）に所在している次の施設
  - ・病院、障害児入所施設、障害者支援施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設

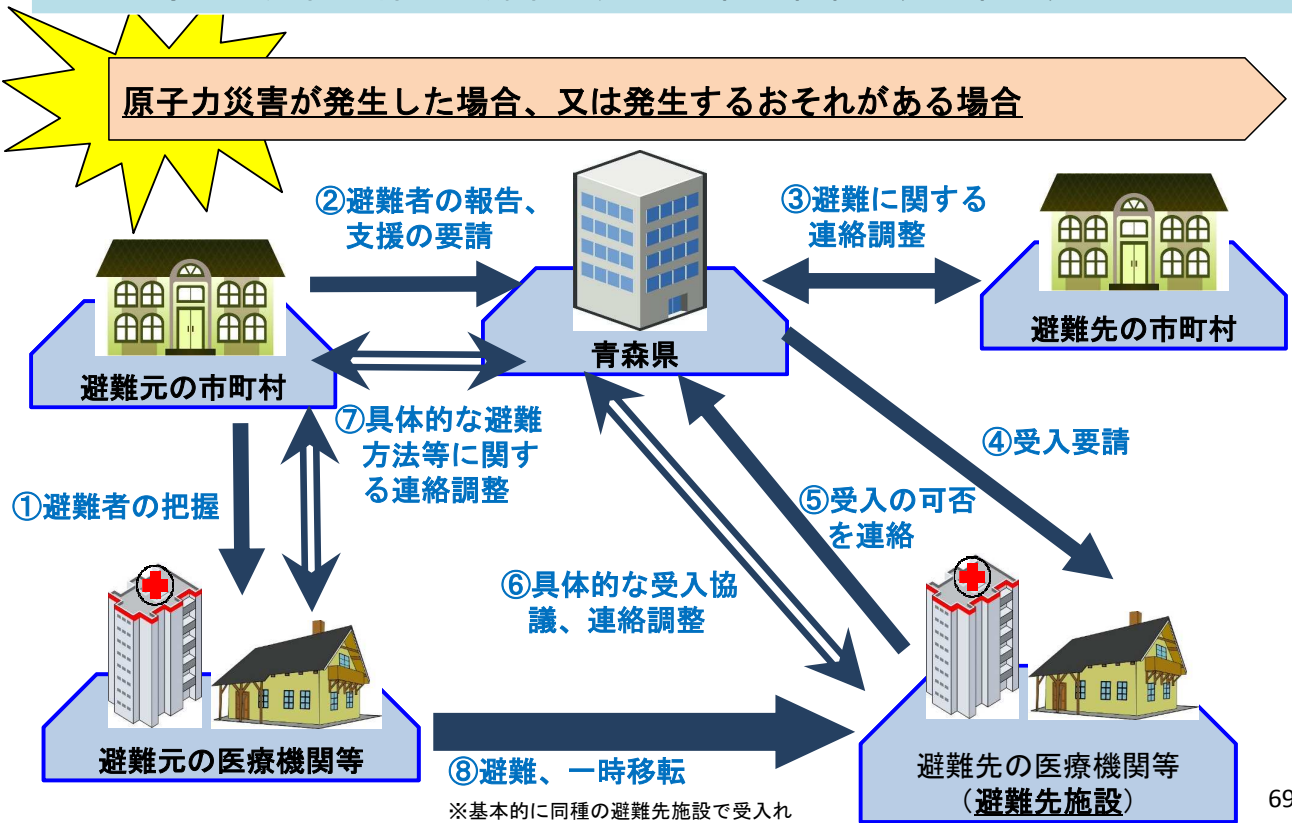


③県は、申請内容を確認し**台帳に登録を行う**。登録期間は廃止の届出がない限り自動更新し、登録内容は定期的に更新する。

68

## 7 原子力災害に係る避難先施設登録制度実施要綱の概要

### (2) 原子力災害に係る避難者の受入 第9条第1項～第4項



69

## 7 原子力災害に係る避難先施設登録制度実施要綱の概要

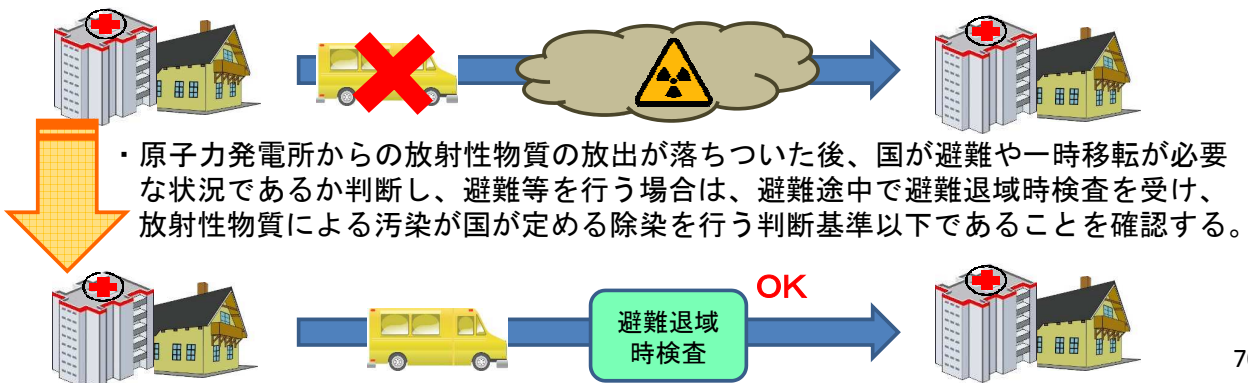
### (3) 避難者の放射性物質による汚染の状況 第9条第5項

①原子力発電所から放射性物質が放出される前に避難を行っており、放射性物質による汚染がない者

- ・原子力発電所から5km圏内の医療機関及び社会福祉施設等は、原子力発電所から放射性物質が放出される前に避難を開始して、安全な地域に到達する。

②原子力発電所から放射性物質が放出された後に避難等を行った者で、県が行う避難退域時検査を受け、放射性物質による汚染が、国が定める除染を行う判断基準以下であることを確認している者

- ・原子力発電所から30km圏内の医療機関及び社会福祉施設等は、原子力発電所から放射性物質が放出している間は屋内に退避し、放出中に避難は行わない。



70

## 7 原子力災害に係る避難先施設登録制度実施要綱の概要

### (4) 避難先施設の協力内容 第10条～第13条

避難先施設における**受入期間**や**支援内容**は次のとおり。

#### 受入期間

- ◆受入れが可能になった日から、転院や退所等により避難を要しなくなるまでの期間
- ※避難後、そのまま入院・入所になった場合を含むものである
- ※台帳登録時に申請いただいた受入可能人数を必ず受入しなければならないものではなく、受入にあたっては必ず調整を行うものである

#### 支援内容

- ◆避難者及び付添いする支援者に対する  
必要な食料、寝具その他の生活必需品の提供
- ◆避難者に対する  
避難生活上の支援、必要とする保健医療サービス・福祉サービスの提供

#### 可能な範囲で協力をお願いすること

- ◆所在する市町村の行政区域内における避難者の搬送
- ◆医療機関や社会福祉施設等の入院・入所者以外の者の受入れ（在宅で医療や介護を受けており医療機関や社会福祉施設等での受入れが適当な者、体育館等の避難所に避難したがそこでは健康状態の悪化が懸念される者など）

71

## 7 原子力災害に係る避難先施設登録制度実施要綱の概要

### (5) 避難先施設の費用負担 第14条

受入に要した**費用は県が負担**する（災害救助法等の定めによる）

#### 避難先施設の位置付け

位置付け	運営者	運営の支援
県が開設する福祉避難所 (災害救助法第2条により県が実施主体として救助)	避難先施設の管理者 (県が福祉避難所の運営を委託)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県→避難先施設との連絡調整、後方支援</li> <li>・避難元市町村→避難者の退所等の支援</li> <li>・避難先市町村→避難先施設への食料の配分等の支援 (災害救助法第13条第2項による県が行う救助の補助業務)</li> </ul>

#### 費用負担する内容

##### 管理運営に要した次の費用

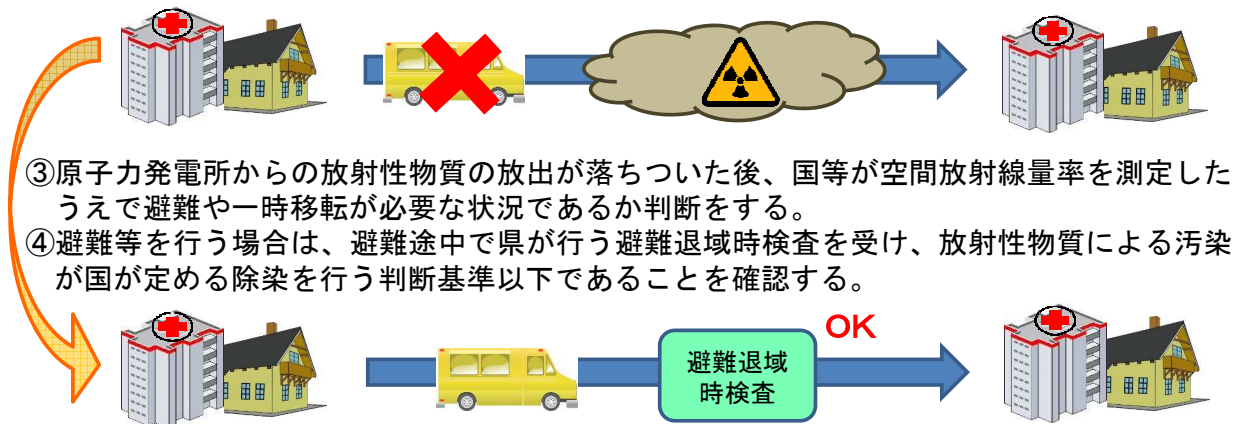
- ①食料、寝具その他の生活必需品の提供に要した費用（被服の提供も含む）
- ②日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材の提供に要した費用
- ③避難先施設の設置、維持、管理及び日常生活上の支援を含めた生活に関する相談に要する人件費
- ④避難者の特性に配慮し、生活し易い環境整備に必要となる仮設設備並びに機械又は器具等の借上費又は工事費で、あらかじめ県の承諾を得た費用
- ⑤その他医療機関等からの避難者の受入れに要する費用で、あらかじめ県の承諾を得た費用

72

## 8 避難経路、避難手段等

### (1) 避難経路

- ①医療機関及び社会福祉施設等が所在する避難元市町村の「避難計画（原子力編）」で定める避難経路に基づき避難する。
  - 施設が作成する「避難計画」には、市町村と調整を図ったうえで避難経路を記載する。
  - 海路を活用した下北半島西側からの避難、陸路を活用した南下する避難が基本となる。
  - 避難先施設は災害時に決定することから、避難先市町村の特定の場所までの避難経路とする。
- ②原子力発電所から放射性物質が放出している間は屋内に退避し、放出中に避難は行わない。



73

## 8 避難経路、避難手段等

### (2) 避難手段

- ①避難手段は医療機関及び社会福祉施設等が保有している車両を活用しつつ、県及び市町村が連携し、必要なバスや福祉車両、救急車等を関係機関と調整して確保する。
  - 施設が作成する「避難計画」には、保有している車両の台数等のほか、必要と考えられる避難手段について記載する。
- ②関係機関との調整だけでは避難手段が十分確保できない場合は、県は他の避難手段の確保を図るとともに、隣接道県や国等に対して支援を要請する。
  - 避難する際に必要となる福祉車両の事前の配備については、在宅の避難行動要支援者を含めた避難対策全体の検討を進めていく。

### (3) 避難により健康リスクが高まる者の判断

- ①避難の実施により、避難しなかった場合に比べて健康リスクが高まる者の判断は、医療機関及び社会福祉施設等の管理者等の責任者が行う。
- ②常勤医師がない施設では、事故に備えてあらかじめ嘱託医と相談しておく。
- ③災害時、現地において医師から助言を得られる場合には、その判断に従う。

74

## 8 避難経路、避難手段等

### (4) 避難及び屋内退避時の医療・福祉人材の確保

- ①原子力災害対策重点区域内（30km圏内）に所在する医療機関及び社会福祉施設等が屋内退避を行う時や、避難を行う時に、医療・福祉人材が不足する場合は、避難元の市町村からの要請を受け、県が関係機関（医療・福祉関係団体等）と調整して派遣を行う。
- ②避難先となる医療機関及び社会福祉施設等において、避難者を受入れするために医療・福祉人材が不足する場合は、避難先の市町村からの要請を受け、県が関係機関（医療・福祉関係団体等）と調整して派遣を行う。
- ③避難が長期化する見込みである場合等は、県が医療・福祉人材の派遣について他都道府県や国に対して支援を要請する。
- ④県は関係機関と連携し、原子力災害対策重点区域内（30km圏内）に所在する医療機関及び社会福祉施設等や、避難先となる医療機関及び社会福祉施設等の職員が、原子力防災に関する知識が得られるよう研修会等の実施に配慮する。

### (5) 避難先施設の開設・運営マニュアルの作成、訓練の実施

- ①避難先施設の開設・運営に関して、避難元市町村、避難先市町村、県、避難先施設等がどのように連携して対応するのかを定めた開設・運営マニュアルを作成する。
- ②開設・運営マニュアルに基づき訓練を実施し、災害対応の検証を行う。

75

## 9 医療機関等の避難計画の作成手順

医療機関及び社会福祉施設等は、「避難計画の作成例（ひな形）」を参考に、補足説明等を踏まえながら、施設の実態に合わせた「避難計画」を作成する。

なお、作成にあたっては、地震・津波等の自然災害に関する既存の災害対応計画等がある場合には、既存のものに原子力災害に関する対応を加える等して共通化を図る。

- ①医療機関及び社会福祉施設等は、まずは自施設のみで検討・作成できる部分をまとめる。
- ②医療機関及び社会福祉施設等が作成した「避難計画（施設検討分）」は、所在市町村の担当課及び県健康福祉政策課で確認し、必要に応じて修正等を依頼する。
- ③「避難計画（施設検討分）」がまとまった後、所在市町村が地域毎に連絡会議を開催して、市町村や県等と連携が必要な部分をまとめる。また、地域全体の避難計画を踏まえながら、医療機関や社会福祉施設等ではどのように対応するのか意見交換を行い、避難の内容を具体化していく作業を行う。

#### ①自施設のみで検討・作成できる部分をまとめる

- 医療機関及び社会福祉施設内の組織体制
- 災害時の初動対応等の方法
- 備蓄品・持出品リストの作成 等

#### ②市町村や県等と連携が必要な部分をまとめる

- 緊急連絡先
- 避難先
- 避難手段
- 避難経路
- 医療・福祉人材の確保 等

76

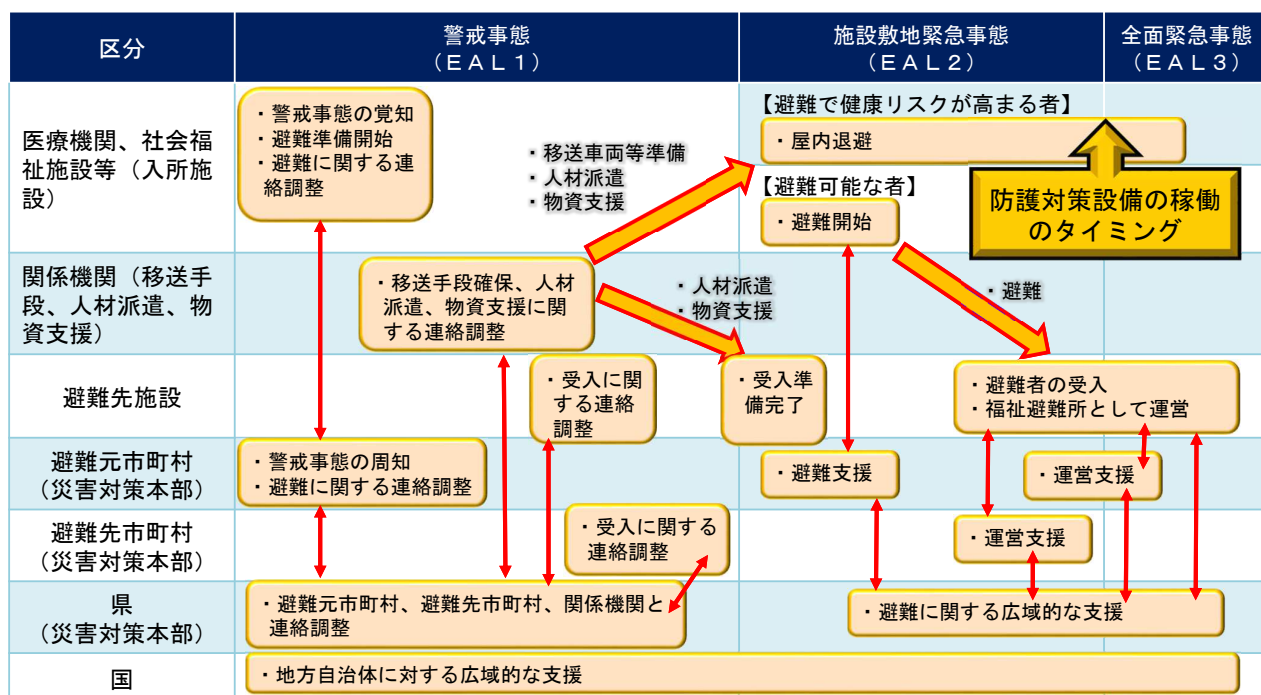
「青森県原子力災害に係る医療機関及び社会福祉施設等の避難計画作成ガイドライン」  
 避難計画の作成例（ひな形）の項目別にみた、自施設で作成する項目と市町村及び県等と連携して作成する項目

項目	自施設で検討・作成する項目	市町村及び県等と連携して作成する項目	連携して作成する内容
<b>第1章 総則</b>			
第1 目的	● (全部)		
第2 適用範囲	● (全部)		
第3 施設管理者等の役割	● (全部)		
第4 行政機関等との連携・協力	● (全部)		
<b>第2章 原子力災害事前対策</b>			
第5 原子力災害対策委員会の設置等	● (全部)		
第6 委員会の開催等	● (全部)		
第7 緊急連絡体制等の整理	▲ (一部)	▲ (一部)	行政機関等の連絡先・連絡方法 (連絡会議で詳細を決定)
第8 施設利用者に関する情報の整理	● (全部)		
第9 原子力防災教育	▲ (一部)	▲ (一部)	行政機関等との連携 (連絡会議で詳細を決定)
第10 原子力防災訓練	▲ (一部)	▲ (一部)	行政機関等との連携 (連絡会議で詳細を決定)
第11 備蓄及び点検	● (全部)		
第12 避難先、避難手段及び避難経路		● (全部)	避難先、避難手段、避難経路 (連絡会議で詳細を決定)
<b>第3章 緊急事態応急対策</b>			
第13 応急対策本部の設置	● (全部)		
第14 本部長及び副本部長の職務	● (全部)		
第15 情報の伝達及び支援要請	▲ (一部)	▲ (一部)	行政機関等の連絡先・連絡方法 (連絡会議で詳細を決定)
第16 施設の安全確認	● (全部)		
第17 応急物資の確保	● (全部)		
第18 屋内退避	● (全部)		
第19 避難準備	▲ (一部)	▲ (一部)	行政機関等との連携 (連絡会議で詳細を決定)
第20 避難	▲ (一部)	▲ (一部)	行政機関等との連携 (連絡会議で詳細を決定)
<b>第4章 避難中の対策</b>			
第21 避難先における施設利用者への医療提供・ケア等	▲ (一部)	▲ (一部)	行政機関等との連携 (連絡会議で詳細を決定)
第22 物資及び人員の確保	▲ (一部)	▲ (一部)	行政機関等との連携 (連絡会議で詳細を決定)
第23 施設利用者家族等への連絡	▲ (一部)	▲ (一部)	行政機関等との連携 (連絡会議で詳細を決定)
<b>別紙</b>			
別紙1 原子力災害対策委員会の組織体制	● (全部)		
別紙2 緊急連絡先一覧	▲ (一部)	▲ (一部)	行政機関等の連絡先・連絡方法 (連絡会議で詳細を決定)
別紙3 備蓄品・非常時持出品リスト	● (全部)		
別紙4 避難に関する基本情報		● (全部)	避難先、避難手段、避難経路 (連絡会議で詳細を決定)
別紙5 応急対策本部の組織体制	● (全部)		
別紙6 行動チェックリスト (平常時)	▲ (一部)	▲ (一部)	市町村及び県と連携して作成する項目を踏まえて最終的に確定させる
別紙7 行動チェックリスト (災害発生時)	▲ (一部)	▲ (一部)	市町村及び県と連携して作成する項目を踏まえて最終的に確定させる

77

## 10 PAZ (5km圏内) における緊急時対応の流れ

### (1) 医療機関及び社会福祉施設等 (入院・入所施設)

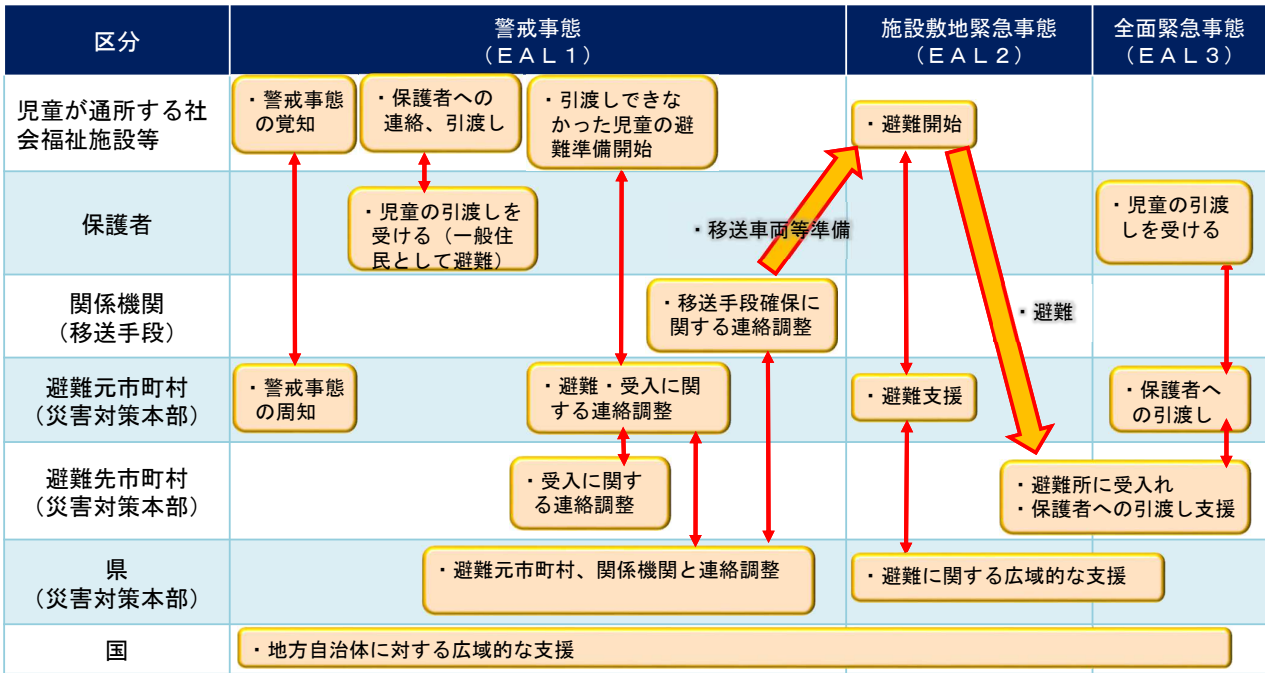


※放射線防護対策を実施した医療機関及び社会福祉施設では、全面緊急事態 (EAL3) の段階で、防護対策設備を稼働させて屋内退避を行う。

78

# 10 PAZ（5km圏内）における緊急時対応の流れ

## （2）児童が通所する社会福祉施設等

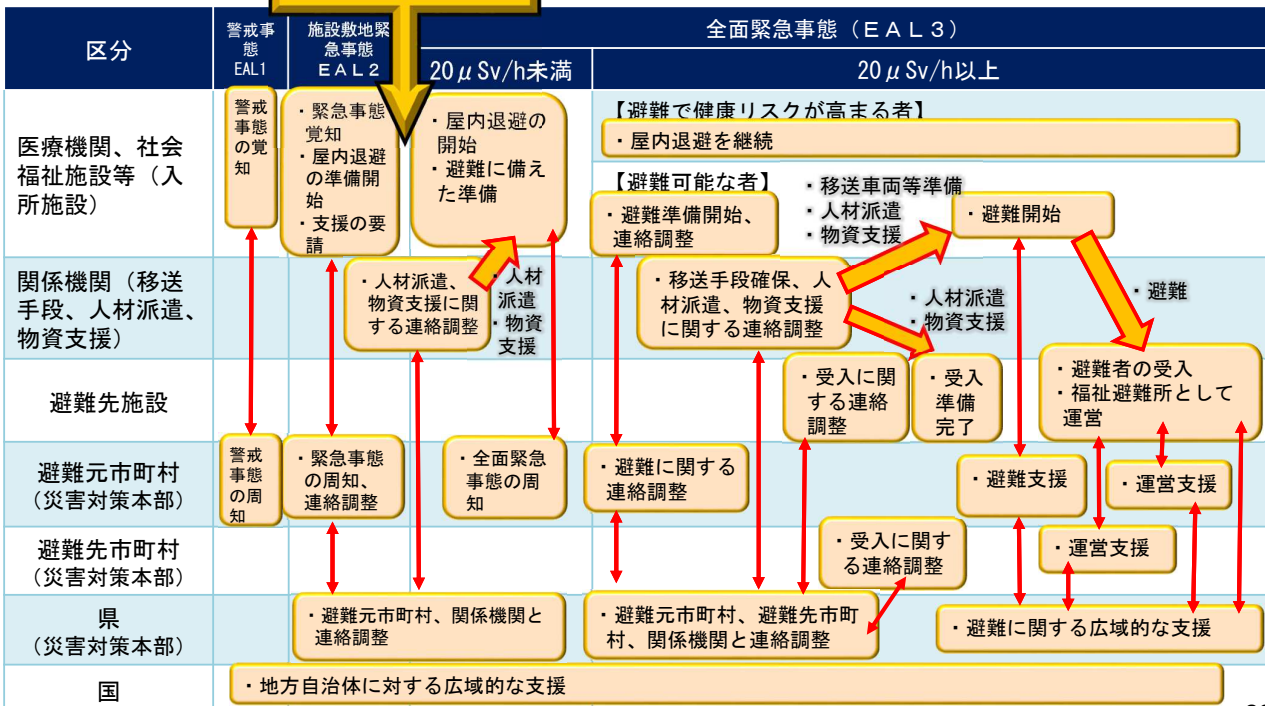


# 11 UPZ（5～30km圏内）における緊急時対応の流れ

## （1）医療機関及び社会福祉施設等（入院・入所施設）

### 防護対策設備の稼働のタイミング

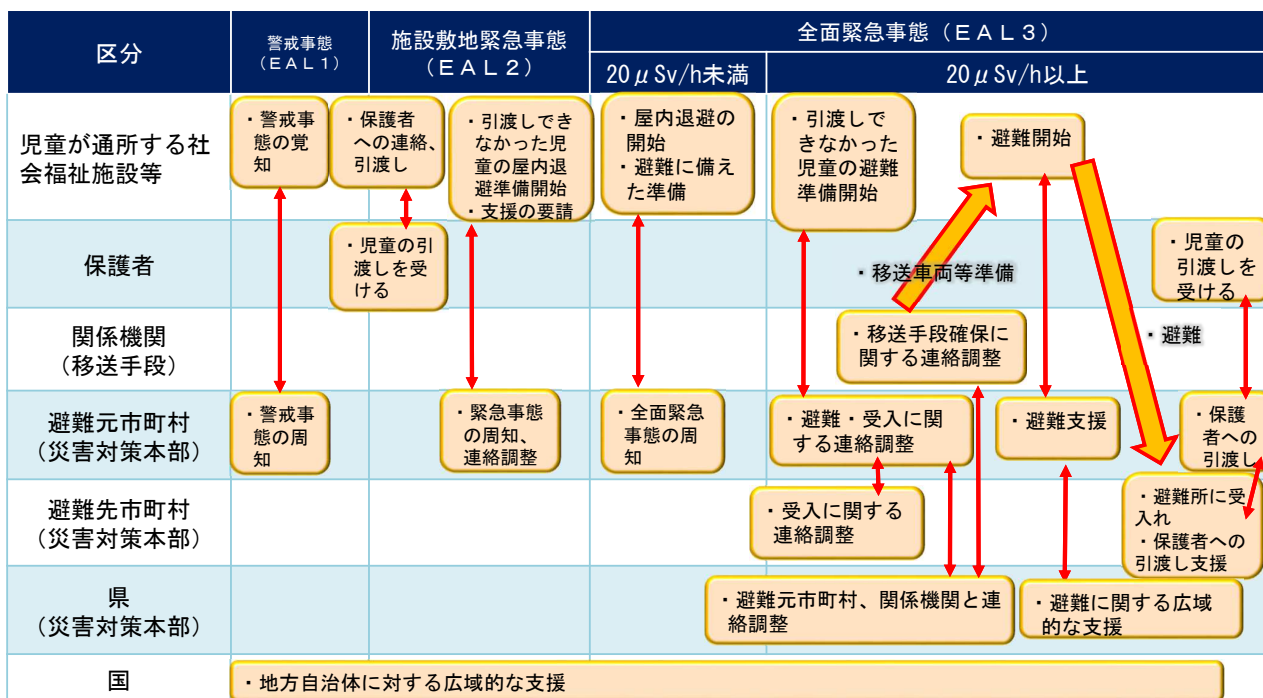
※放射線防護対策を実施した医療機関及び社会福祉施設では、全面緊急事態（EAL3）の段階で、防護対策設備を稼働させて屋内退避を行う。





# 1 1 U P Z (5 ~ 3 0 km圏内) における緊急時対応の流れ

## (2) 児童が通所する社会福祉施設等



※警戒事態で保護者引渡しを開始し、施設敷地緊急事態までの間、引渡しを実施する。全面緊急事態では引渡できなかった児童と屋内退避を実施し、避難指示が発出された場合には一緒に避難し、避難先で保護者へ引渡しを行う。

# 1 2 放射線防護対策を実施した施設への収容

## (1) 放射線防護対策を実施した施設への他施設の入所者等の収容について

- ①放射線防護対策を実施した施設へ、入院・入所者以外の者（放射線防護対策を実施していない他施設の入所者や在宅の要配慮者）を収容することは、避難により健康リスクが高まる者をより条件の整った環境下で屋内退避を実施できるという点で重要である。
- ②市町村においては、次の点に留意して検討を進めていく必要がある。
  - ・市町村と放射線防護対策を実施した施設の管理者とで、施設への収容方法や収容した被災者の生活支援の方法等について十分協議を行うこと。
  - ・放射線防護対策設備の性能（換気量等）を踏まえた人数設定をすること。（想定以上の人数を収容した場合、施設内の人間に健康影響が生じる可能性がある。）
  - ・食料等の備蓄状況を踏まえた人数設定をすること。
- ③放射線防護対策を実施した施設へ、施設入所者以外の者を収容することを決定した場合には、市町村の避難計画と施設が作成する避難計画にその内容を記載する必要がある。